

会 議 記 録

会議名 民生常任委員会

開催日 平成29年3月6日(月) 開会 午後 1時00分

閉会 午後 4時48分

出席者 委 員 委員長 広瀬昌子

茂呂健市 青木一男 白石幹男

大川秀子 天谷浩明 小堀良江

福田裕司

議 長 海老原恵子

傍聴者 大谷好一 針谷育造 小久保かおる

古沢ちい子 関口孫一郎 氏家晃

針谷正夫 大阿久岩人 千葉正弘

入野登志子 大武真一 永田武志

中島克訓 高岩義祐

事務局職員 事務局長 稲葉隆造 議事課長 田嶋 亘

課長補佐 金井武彦 主 査 藤澤 恭之

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

交通防犯課長	橘	唯弘
保険医療課長	藤平	恵市
環境課長	金子	一彦
斎場整備室長	若菜	博
人権・男女共同参画課長	木村	正明
大平市民生活課長	大久保	勝弘
藤岡市民生活課長	勅使川原	幸子
都賀市民生活課長	柏倉	芳枝
西方市民生活課長	落合	博昭
岩舟市民生活課長	海老沼	文明
障がい福祉課長	吉澤	洋介
生活福祉課長	渡辺	健一
高齢福祉課長	首長	正博
健康増進課長	福原	誠
子育て支援課長	石川	いづみ
保育課長	中野	達博

平成29年第1回栃木市議会定例会

民生常任委員会議事日程

平成29年3月6日 午後1時開議 全員協議会室

- 日程第1 議案第1号 平成29年度栃木市一般会計予算（所管関係部分）の説明聴取
- 日程第2 議案第2号 平成29年度栃木市国民健康保険特別会計予算の説明聴取
- 日程第3 議案第3号 平成29年度栃木市後期高齢者医療特別会計予算の説明聴取
- 日程第4 議案第4号 平成29年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算の説明聴取
- 日程第5 議案第5号 平成29年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算の説明
聴取

◎開会及び開議の宣告

○委員長（広瀬昌子君） ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しております。

ただいまから民生常任委員会を開会いたします。

（午後 1時00分）

◎諸報告

○委員長（広瀬昌子君） 当委員会に付託をされました案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりです。

◎議事日程の報告

○委員長（広瀬昌子君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

本日の委員会は、平成29年度の各会計の予算につきまして、各常任委員会においてスムーズな審査を行うため、あらかじめ予算概要の説明聴取をお願いするものです。予算に対する質疑等審査につきましては、後日開催予定の委員会におきましてお願いしたいと思いますので、ご了承ください。

◎議案第1号の上程、説明

○委員長（広瀬昌子君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、平成29年度栃木市一般会計予算の所管関係部分の説明聴取を議題といたします。

それでは、当局から説明をお願いいたします。

なお、説明に際しましては、さきに開催した議員全員協議会で報告した事業並びに説明欄に記載をされている金額の読み上げを省略し、予算概要の説明のみといたします。また、説明は着席のままです。

まず、歳出からお願いをいたします。

橘交通防犯課長。

○交通防犯課長（橘 唯弘君） お世話になります。本日もどうぞよろしくお願い申し上げます。着座にて失礼します。

それでは、まず歳出の所管部分の主なものにつきましてご説明をさせていただきます。恐れ入りますが、予算書の148ページ、149ページをお開きください。まず、2款1項5目財産管理費からの説明になります。149ページ、説明欄、中央の少し下にございます西方総合支所倉庫等整備事業費、よろしいでしょうか。中央のちょっと下にございます西方総合支所倉庫等整備事業費につきましては、仮称でございますが、北部健康福祉センターの整備予定敷地内、具体的には西方総合支所の北側の敷地にございます車庫、倉庫等を集約移転するとともに、既存の書庫、倉庫5棟を解体撤去す

るものでございます。

次に、少しページが飛びまして、155ページごらんください。155ページでございます。2款1項7目支所及び出張所費関係となります。まず、説明欄の一番上にございます臨時職員共済費につきましては、職員課の所管となりますが、臨時職員及び非常勤職員の健康保険料、厚生年金保険料等の共済費が主なものでございます。以下、各科目に計上されております臨時職員共済費につきましては、同様の内容となりますので、これ以降改めての説明を省略させていただきます。

次の部屋出張所管理運営費及びその下にございます真名子出張所管理運営費につきましては、それぞれ臨時職員1名分の賃金が主なものでございます。そのほか、施設等の管理に係る経費となっております。

次に、説明欄の一番下の欄、枠をごらんください。2つ目にあります交通指導員設置費でございますが、その下にも内訳が書いてございますけれども、最初の部分なので、主に園児、児童、高齢者に対する交通安全教室の実施や交通安全に関する広報活動の推進を図るための交通教育指導員1名分の報酬及びその下の記載の部分になりますが、児童生徒の登校時における交通安全の確保やイベント等における事故防止に努める市全体の交通指導員61名分の報酬及び記載はございませんが、交通指導員の制服代、被服代が主なものとなっております。

次の交通安全対策事業費（栃木）でございますが、栃木警察署管内、栃木市と壬生町をエリアとする栃木地区交通安全協会への補助金のほか、記載はございませんが、主要道路上に設置してございます電光標示板関係費用約100万円及び交通安全市民大会補助金30万円が主なものでございます。

次の交通安全対策事業費（大平）でございますが、それ以降（岩舟）まで、同名の事業が記載されております。事業内容も同様でございますので、一括してご説明申し上げます。各地域の交通安全指導車、白黒パトカーです、指導車の維持管理費が主なものでございます。金額の差は、車検があるかないかの差が主なものとなっております。

次に、また少しページが飛びまして、163ページをごらんください。163ページ、説明欄のほぼ中央、やっぱりちょっと下なのですが、交通事故防止対策事業費（中央地域会議）、それと欄の下から2つ目にございます同じ名称で、（西部地域会議）、恐れ入りますが、1ページめくっていただきまして、165ページです。上から4行目にございます、同じ交通事故防止対策事業費（大平地域会議）につきましては、一括してご説明申し上げます。それぞれ括弧内に記載されている地域でございますが、地域予算提案制度に基づく事業でございます。事業の内容といたしましては、スケアードストレート方式と呼ばれるスタントマンを活用した交通安全教室の開催費となっております。

次に、同じ165ページ、説明欄のやはり中ほどにあります高齢者リフレッシュ事業費（都賀地域会議）でございますけれども、これも先ほどと同様に、地域予算提案制度に基づくものでございますが、中身的には高齢者の外出機会の創出、生きがいを目的とした事業の実施に要する費用となっております。

その次にございます都賀子育て支援事業費（都賀地域会議）も同様なのですが、事業の内容といたしましては、長期休業中の学童保育でのイベント事業の費用となっております。

続きまして、2款1項15目諸費関係の説明となります。恐れ入りますが、1ページめくっていただきまして、167ページ、説明欄の中ほどにございます消費生活センター運営費、よろしいでしょうか。中ほどに消費生活センター運営費がございますが、これにつきましては、市民の消費生活に関する相談及び苦情処理を図るためのセンター運営費でありまして、消費生活相談員5名分の報酬が主なものとなっております。

次の市民相談事業費につきましては、市民の相談に対応するための市民相談員2名分の報酬と弁護士相談に係る業務委託料が主なものとなっております。

1つ飛ばしまして、市民生活課一般経常事務費につきましては、消費生活審議会委員報酬8名分が主なものとなっております。

また、1つ飛ばしまして、防犯灯設置費につきましては、自治会からのご要望に基づきまして新設するLED防犯灯の設置工事費でございます。

次に、済みません、恐れ入りますが、1ページめくっていただきまして、169ページの説明欄、2つ目の事業にございますLED防犯灯維持管理事業費につきましては、市内防犯灯約1万4,500灯の電気料が主なものとなっております。

次の防犯カメラ設置費でございますが、予定といたしまして東武静和駅及び金崎駅入り口に設置する防犯カメラ設置工事費でございます。

1つ飛ばしまして、聖地公園永代使用料還付金につきましては、墓所の還付に伴う永代使用料の還付金でございます。

次の真名子夢ホール管理運営費につきましては、光熱水費等の需用費及び各種機器保守点検委託料が主なものとなっております。

次の国県支出金返還金（障がい福祉課）、またその下の同じく（生活福祉課）でございますが、過年度分の国庫支出金の交付確定に伴う超過交付金の返還金でございます。

一番下の保育料等過誤納還付費につきましては、保育園の過年度の保育料について算出に変更があった場合、保育料を返還するための償還金でございます。

私からの説明は以上です。よろしく申し上げます。

○委員長（広瀬昌子君） 木村人権・男女共同参画課長。

○人権・男女共同参画課長（木村正明君） 続きまして、174、175ページをお開きください。174、175ページです。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費であります。説明欄1行目、職員人件費につきましては、職員課の所管となりますが、この科目で予算措置をしております職員45人分の給料、各種手当等の人件費であります。以下、各科目に計上されております職員人件費につきましては、同様の内容となり

ますので、改めての説明を省略させていただきます。

1つ飛びまして、窓口一般事務費（栃木）につきましては、本庁市民生活課窓口の嘱託職員3人分の報酬、臨時職員3人分の賃金、出生、婚姻届け出者記念品代が主なものであります。

次の戸籍事務費につきましては、戸籍の記載事務を行う嘱託職員1人分の報酬、戸籍事務の補助を行う臨時職員1人分の賃金、電算化された戸籍データを適切に運用するための戸籍データ運用保守委託料及びOA機器借上料が主なものであります。

次の中長期在留者住居地届出等事務費につきましては、中長期にわたり日本に在留する外国人の居住地届け出等の事務費であります。

次の住民情報管理事務費につきましては、住民の転入転出等の異動処理に伴う住民基本マスター更新委託料、タスク等の機器保守委託料、OA機器借上料が主なものであります。

次の住民基本台帳ネットワークシステム運営費につきましては、マイナンバーカードや広域住民票の交付、市町村間の転入通知の送受信等に利用する住民基本台帳ネットワークシステムの機器保守委託料及びOA機器借上料であります。

次の旅券事務費につきましては、旅券の発給事務を行う非常勤職員1人分の報酬及び臨時職員1人分の賃金が主なものであります。

次の証明書コンビニ交付システム事業費につきましては、住民票の写し、印鑑登録証明書のコンビニ交付を行うための証明書交付センター運営負担金が主なものであります。

次の個人番号カード交付事業費につきましては、個人番号カードの交付事務を行う臨時職員1人分の賃金、郵送料、住基ネット端末等の保守委託料、OA機器借上料、支所・出張所分の個人番号カード読み取り・書き込み機器購入費、個人番号カード作成等を委託している地方公共団体情報システム機構への事務委託交付金が主なものであります。

次の窓口一般事務費（大平）につきましては、事務用消耗品代及び郵送料が主なものであります。

次の窓口一般事務費（藤岡）につきましては、参考図書及び事務用消耗品、ファクシミリ、レジスターの保守委託料が主なものであります。

次の窓口一般事務費（都賀）につきましては、戸籍システム、住基システムの通信費が主なものであります。

次の窓口一般事務費（西方）につきましては、窓口事務補助としての臨時職員1人分の賃金及び事務用消耗品等の需用費が主なものであります。

次の窓口一般事務費（岩舟）につきましては、市民窓口対応用消耗品代が主なものであります。

続きまして、少し飛びまして、186、187ページをお開きください。186、187ページです。3款1項1目社会福祉総務費であります。説明欄3つ目の国民健康保険特別会計繰出金につきましては、国民健康保険税の低所得世帯軽減分等に対する保険基盤安定繰出金及び出産育児一時金、人件費、事務費等に対する出産育児一時金等繰出金であります。

次の後期高齢者医療特別会計繰出金につきましては、事務費及び後期高齢者医療保険料の低所得者軽減措置分に対する繰出金であります。

次の後期高齢者医療広域連合負担金につきましては、栃木県後期高齢者医療広域連合の事務費に対します市の法定負担金及び療養給付費に対します市の法定負担金であります。

次の人権・男女共同参画課一般経常事務費につきましては、人権啓発指導員3人分の報酬が主なものであります。

次の人権問題啓発事業費につきましては、人権を考える市民の集いの講演会委託料が主なものであります。

次の人権擁護費につきましては、栃木人権擁護委員協議会第一部会負担金が主なものであります。

次の人権同和对策委託費につきましては、人権に係る研修、啓発及び各種相談など、人権同和对策事業を推進するための民間運動団体等への事業委託料であります。

次の人権同和对策補助金につきましては、同和問題を初めとするさまざまな人権問題の解決に取り組んでおります民間運動団体への活動費補助金であります。

次の隣保館運営事業費につきましては、人権啓発のための地域交流事業や各種講座等に係る講師謝礼等の報償金及び人権教育啓発機関紙等の発行に係る印刷製本費が主なものであります。

次の隣保館相談事業費につきましては、地域住民の生活向上を目的に、各種相談、指導に当たる臨時職員1人分の賃金が主なものであります。

次の隣保館管理費につきましては、施設の清掃業務及び機械整備業務等に係る大平隣保館施設管理委託料が主なものであります。

次の男女共同参画推進事業費につきましては、男女共同参画推進指導員1人分の報酬が主なものであります。

次の男女共生大学開催事業費につきましては、男女共生大学に係る講師謝金が主なものであります。

次の男女共同参画プラン管理事業費につきましては、男女共同参画審議会委員16人分の報酬が主なものであります。

2つ飛びまして、保健福祉事務費（大平）につきましては、事務用消耗品代及び公用車維持管理費が主なものであります。

次の保健福祉事務費（藤岡）につきましては、事務用消耗品代及び救護用医療費代であります。

次の保健福祉事務費（都賀）につきましては、自動体外式除細動器、AED関係消耗品代及び公用車燃料費が主なものであります。

次のページをお開きください。説明欄1行目、保健福祉事務費（西方）及び2行目の保健福祉事務費（岩舟）につきましては、事務用消耗品代及び公用車維持管理費が主なものであります。

次の民生委員・児童委員活動費につきましては、民生委員、児童委員の活動に係る交付金や民生

委員、児童委員に対する費用弁償費が主なものであります。

次の社会福祉協議会補助金につきましては、本市における地域福祉、在宅福祉等の充実を図るために栃木市社会福祉協議会に支出する補助金であります。

次の大平地域福祉センターふるさとふれあい館管理運営費につきましては、指定管理者に対する管理運営委託料及び敷地賃借料が主なものであります。

次の社会福祉施策推進委員会運営費につきましては、本市における社会福祉施策の総合的かつ計画的な推進を図るために設置しました委員会の委員に対する報償金が主なものであります。

次の地域福祉基金積立金につきましては、地域福祉の向上に資する事業の財源に充てるため、地域福祉基金に寄附金を積み立てるものであります。

次の福祉事業者指定事業費につきましては、社会福祉法人等の指導監査を実施するに当たり、監査体制の強化と法人の事業運営の透明化を図るため、税理士等専門家による監査を実施するための報償金が主なものであります。

次の福祉総務課一般経常事務費につきましては、臨時事務補助職員1人分の賃金や事務費、栃木県社会福祉協議会等への負担金が主なものであります。

次のあいあいプラザ管理運営費につきましては、臨時職員1人分の賃金及びプラザ管理運営に関する各種委託料が主なものであります。

次の大平地域福祉センターふるさとふれあい館施設改修事業費につきましては、ふるさとふれあい館園庭にありますあずまの老朽化に伴う改修工事費であります。

1つ飛びまして、行旅死病人救助費につきましては、行旅死病人に対する医療費、救助等の費用であります。

次の戦没者遺族等補助事業費につきましては、栃木市遺族会連合会への補助金であります。

次の障がい児者アートセミナー事業費につきましては、障がい児者への理解と啓発を目的にしたセミナーに係る経費であり、主に講師謝礼、印刷製本費であります。

以上で3款1項1目社会福祉総務費までの説明を終わります。

○委員長（広瀬昌子君） 吉澤障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（吉澤洋介君） 私のほうからは、続きまして3款1項2目障がい福祉費からご説明申し上げます。予算書のページ数は、同じく188、189ページでございます。

下から2段目、障がい者体力増進事業費26万3,000円につきましては、スポーツを通し、障がい者の体力の維持増進を図るとともに、障がい者に対するスポーツの普及啓発を図るため、栃木市身体障がい者スポーツ協会へ支出する補助金が主なものであります。

次の障がい福祉団体補助負担金81万1,000円につきましては、障がい者2団体に対する負担金及び4団体に対する補助金であります。

続きまして、190、191ページをお開きください。説明欄1項目、障がい者福祉計画策定事業費86万

1,000円につきましては、平成30年度から始まる次期障がい者福祉計画策定のためのアンケート調査郵送料や計画書印刷代が主なものであります。

○委員長（広瀬昌子君） 吉澤課長、済みません、説明の金額は省略して結構です。お願いします。

○障がい福祉課長（吉澤洋介君） 申しわけございません。

次の身体障がい者福祉電話設置事業費につきましては、緊急時のコミュニケーション手段に欠ける低所得の障がい者世帯への電話、ファクスを設置する費用であります。

次の特定疾患介護手当支給費につきましては、症例が少なく原因不明で治療方法の確立していない難病患者またはその介護者に対し、手当を支給するものであります。

1つ飛びまして、身体障がい者（児）補装具等交付事業費につきましては、身体障がい者（児）に対して補装具や日常生活用具を給付するものであります。

次の自立支援医療費事業費につきましては、身体障がい者（児）の障がいを軽減または改善させる医療の給付やリハビリなどの機能訓練を供与するものであります。

次の特別障がい者手当等給付事業費につきましては、在宅で重度の障がい児者に支給する特別障がい者手当、障がい児福祉手当及び福祉手当経過措置の扶助費が主なものであります。

次の障がい者自立支援事業費につきましては、障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく福祉サービス利用に伴う扶助費が主なものであります。

次の成年後見制度利用支援事業費につきましては、市長申し立てなどにより成年後見を開始した者の後見人に対する報酬が主なものであります。

次の訪問入浴サービス委託費につきましては、在宅の重度障がい児者を対象に、訪問入浴車によるサービス業務委託費であります。

次の障がい者在宅生活支援委託事業費につきましては、移動支援委託料、日中一時支援委託料が主なものであります。

次の障がい支援区分審査判定事務費につきましては、障がい支援区分審査会委員報酬、障がい支援区分認定調査員報酬、医師意見書作成手数料が主なものであります。

1つ飛びまして、重度障がい児支援手当支給費につきましては、心身に重度の障がいのある20歳未満の児童を扶養している保護者に対する扶助費であります。

次の障がい者等移送サービス事業費につきましては、身体機能の低下や障がい等で公共の交通機関が利用できない方の社会参加を図るため、移送サービス用自動車による移送サービス事業を実施するものであります。

続きまして、192、193ページをお開きください。説明欄1段目、障がい者等社会参加促進事業費につきましては、障がい者に対するスポーツ教室や写真教室、料理教室、カラオケ交友会などを開催し、障がい者の社会参加を促進するとともに自立支援を図るため、福祉団体へ事業委託するもの

であります。

次の軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業費につきましては、国の指針改定により国の助成制度を利用できなくなった軽度、中等度難聴児の補聴器購入費等の一部を助成する扶助費であります。

次の地域活動支援センター事業費（栃木）につきましては、地域活動支援センター委託料が主なものであります。

次の地域活動支援センター事業費（藤岡）から地域活動支援センター事業費（都賀）、大平地域活動支援センターほほえみ館管理運営費までにつきましては、指定管理者に対する管理運営委託料が主なものであります。

次の社会福祉課一般経常事務費につきましては、障がい福祉課事務用品代が主なものであります。

次の身体障がい者補助犬健康管理等費用補助金につきましては、身体障がい者補助犬の貸与を受ける障がい者に対し、補助犬の健康管理及び衛生確保に係る費用の一部を補助するものであります。

次の障がい者等への合理的配慮推進事業費につきましては、障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、障がいのある人もない人も誰もが暮らしやすい共生社会の実現のため、市民や事業所向け講演会や障がい者自立支援協議会委員等の研修会実施に伴う講師謝礼等が主なものであります。

続きまして、3日高齢福祉総務費のご説明をさせていただきます。説明欄中段の下、3行目、介護保険特別会計繰出金につきましては、保険給付費及び地域支援事業費の法定負担分並びに職員人件費等の経費について、一般会計から介護保険特別会計（保険事業勘定）及び（サービス事業勘定）に繰り出すものであります。

次の老人福祉センター団体送迎バス運行事業費につきましては、15人以上の団体を老人福祉センターに送迎するバスの運行に係る経費であります。

次の敬老事業費につきましては、節目の年齢を迎えた高齢者に対する敬老祝金と、自治会等が主催する敬老会事業に対する助成が主なものであります。

次のシルバー人材センター補助金につきましては、栃木市シルバー人材センターへの運営費補助金であります。

次の高齢福祉課一般経常事務費につきましては、単位老人クラブや連合組織である蔵の街シニアクラブ連合会への補助金が主なものであります。

次の老人保護措置事業費につきましては、養護老人ホームに対する措置委託料が主なものであります。

続いて、194、195ページをお開きください。説明欄1行目、老人福祉施設等整備事業補助金につきましては、介護保険事業計画に基づき整備する特別養護老人ホーム等の施設整備に係る補助金であります。

次の緊急通報装置貸与事業費につきましては、ひとり暮らし高齢者等に貸与する緊急通報装置の

委託料であります。

次の老人福祉電話管理事業費につきましては、老人福祉電話の電話料であります。

次の高齢者日常生活用具購入費等助成事業費につきましては、老人福祉車、小型暖房器具の購入費補助金と小型吸引器等のレンタル料が主なものであります。

1項目飛びまして、次の在宅高齢者短期入所事業費につきましては、短期入所事業の運営委託料であります。

次の軽度生活援助員派遣委託費につきましては、介護保険対象外の除草等の軽易な生活支援サービスでシルバー人材センターへの委託料が主なものであります。

次の地域安心安全事業費につきましては、民間企業等と地域見守り協定締結や安心見守りカプセル配付等に係る消耗品費等が主なものであります。

次の低所得者介護保険サービス助成事業費につきましては、特に生計が困難な人に対するの助成事業といたしまして、社会福祉法人が利用者負担の4分の1を軽減した場合、その軽減額の2分の1を市が助成するものであります。

次の保険料特別徴収負担金につきましては、介護保険料、後期高齢者医療保険料及び国民健康保険税の特別徴収について、国保連合会が行う第1号被保険者の年金からデータ集約事務に対する負担金であります。

次の高齢者健康鍼灸マッサージ事業費につきましては、75歳以上の方への施術料の一部助成の費用が主なものであります。

1項目飛びまして、高齢福祉総合サービス支援システム導入事業費につきましては、介護保険以外の市の独自サービスを利用している方を総合的に管理するシステム開発に向けた費用であります。

次の在宅寝たきり老人等介護手当支給事業費につきましては、要介護3以上の方を在宅で介護する方に対する介護手当であります。

次の栃木市版地域包括ケアシステム推進事業費につきましては、在宅医療・介護連携に関する活動やシンポジウムの開催など、地域包括ケアシステム構築に向けた活動を行う団体である一般社団法人栃木市地域包括ケア推進ネットワークへの交付金であります。なお、本事業は栃木県わがまち未来創造事業交付金を活用するものであります。

1つ飛びまして、次の24時間定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス支援事業費につきましては、新規事業として開始する事業の安定運営に向けて実施団体を支援する補助金であります。

続いて、196、197ページをお開きください。説明欄2段目になりますか、渡良瀬の里管理運営費につきましては、渡良瀬の里の管理運営を株式会社メディカルフィットネスとちの木に委託する委託料と、空調設備工事費用が主なものであります。

次の老人福祉センター等施設共通管理費につきましては、老人福祉センター3園を初めとした管

理施設の工事請負費が主なものであります。

次の長寿園管理運営委託費、その下、福寿園管理運営委託費、その下、泉寿園管理運営委託費は、いずれも老人福祉センターの指定管理を栃木市社会福祉協議会に委託する委託費であります。

次の老人憩いの家管理運営費は、都賀地域の老人憩いの家白寿荘の施設管理委託料が主なものであります。

次の大平高齢者デイサービスセンターまゆみ管理運営費は、デイサービスセンターまゆみの維持補修費であります。

次の西方ふれあいプラザ管理運営費は、西方ふれあいプラザの指定管理と利用者送迎業務を社会福祉協議会に委託する委託費であります。

次のさくらホーム管理運営費は、さくらホームの光熱水費、維持補修費が主なものであります。

次の大平健康福祉センターゆうゆうプラザ管理運営費は、指定管理者への委託料と施設の工事請負費が主なものであります。

次の小野寺ふれあい館管理運営費は、施設の光熱水費と警備業務等の委託料が主なものであります。

次の岩舟健康福祉センター遊楽々館管理費は、指定管理者への委託料とトレーニング機器のリース料が主なものであります。

次に、5目国民年金費ですが、説明欄2行目の国民年金事業費につきましては、国民年金の事務補助を行う臨時職員2人分の賃金が主なものであります。

私のご説明担当は以上でございます。

○委員長（広瀬昌子君） 続きまして、石川子育て支援課長。

○子育て支援課長（石川いづみ君） 続きまして、200、201ページをお開きください。3款2項1目の児童福祉総務費であります。

説明欄3行目、発達障がい者等相談支援事業費につきましては、主に臨床心理士等、心理相談員の専門職員の報酬であります。

次に、就学前障がい児等発達支援事業費につきましては、主に言語聴覚士等、未就学児ことばの教室に係る専門職員の報酬であります。

次の家庭児童相談事業費につきましては、家庭における児童養育の適正化及び家族関係の健全化など、家庭児童の福祉向上を図るため相談、指導業務を専門的に行う家庭相談員3名の報酬等であります。

次の母親クラブ育成事業費につきましては、地域児童の健全育成を図るため、地域住民の積極的参加により組織された母親クラブに対し活動費を補助することで、地域における子育て支援を推進するものであります。

次の民間児童厚生施設等活動推進事業費補助金につきましては、児童の健全育成を図るため、地

域児童の活動の拠点として設置された民間児童館さくら3 J ホールの児童館事業の運営補助金であります。

次の養育支援家庭訪問事業費につきましては、児童虐待防止対策の一環として、保護者の養育力不足など常に支援が必要な家庭を訪問し、育児、家事の援助や助言等を行い、保護者の養育力向上を支援する養育支援員2名の報酬等であります。

次の民間保育所地域子育て支援センター補助金につきましては、市内の民間保育所4カ所の地域子育て支援センターに対する補助金でありまして、こども園さくら、おおみや幼児教育センター、けやき保育園及びフォレストキッズ保育園に対する補助であります。

次の子育て支援課一般経常事務費につきましては、主に栃木市ひとり親家庭福祉会及びこども食堂1カ所への補助金であります。

次の赤ちゃん誕生祝金事業費につきましては、第2子以降の児童が誕生した保護者に対し、第2子に1万円、第3子以降には2万円を支給するものであります。

1つ飛びまして、ファミリーサポートセンター運営費につきましては、主に育児援助に対する依頼会員と提供会員とを仲介するアドバイザー3名の報酬であります。

次の子育て応援企業登録制度事業費につきましては、従業員の仕事と子育ての両立支援や地域における子育て支援に取り組む企業を子育て応援企業として登録し、子供が健やかに生まれ育つ環境整備を進めるための事業費であります。

次の子育て短期支援事業費につきましては、保護者の疾病等により一時的に家庭での養育が困難な場合、養護を行う施設への委託であります。

次の子育て支援マイサポートチーム事業費につきましては、子供の心や発達にかかわる相談支援の充実を図るべく、本市では子育て期を18歳までと捉え、児童の発達や家族の精神健康について知識や経験の豊富な専門員を配置し、定期的な電話や訪問、関係機関の巡回を行い、新設される子育て世代包括支援センターと連携し、妊娠、出産から学齢期を含め18歳までの子育て期を切れ目のない継続的な体制を整え、支援していくための事業費であります。

次の子育て支援施設スタンプラリー事業費につきましては、民間を含めた市内児童福祉施設、児童館6館、地域子育て支援センター10館のスタンプラリーを通して、既存施設の周知と利用者の回遊性を高めていただく事業費であります。

次の民間保育所等一時預かり事業補助金につきましては、就労形態の多様化に伴う一時的な保育の需要等に応えるため、市内の民間保育園4園、認定こども園13園、小規模保育施設2園で実施いたします一時預かり事業に対する補助金であります。

次の保育課一般経常事務費につきましては、次ページに続きますが、主に平成27年度から保育課に配置いたしました保育支援員の報酬であります。

次の病児・病後児保育事業費につきましては、保育所等に通園している児童が疾病等により集団

保育が難しい場合、専用スペースで一時的に預かる事業として病児保育を行うフォレストキッズ保育園、病後児保育を行う認定こども園さくら、また体調不良児保育を行うとちぎメリーランド保育園に対する委託料であります。

次の保育料事務費につきましては、主に保育園の入退園や保育料に係る事務を行うための保育システム借上料であります。

次の民間保育所等入所委託費につきましては、市内の民間保育園6園と市外の保育園への保育事業に対する運営委託であります。

次の民間保育所等延長保育事業補助金につきましては、延長保育を実施する民間保育園5園、認定こども園9園、小規模保育施設2園に対する補助金であります。

次の民間保育所等1歳児担当保育士増員事業補助金につきましては、1歳児担当の保育士を、基準を超えて園児3名に対し1名を配置する民間保育園5園、認定こども園5園に対する補助金であります。

次の民間育児サービス事業費補助金につきましては、民間の育児サービスを利用する保育に欠ける乳幼児がいる認可外保育施設に対する補助であります。

次の保育所アレルギー疾患対応事業費につきましては、食物アレルギーを持つ園児に対し安全な給食を提供するため、医師の診断のもと作成する生活管理指導表の作成料を補助することで、保護者の負担軽減を図るものであります。

1つ飛びまして、特定教育・保育施設等施設型給付費につきましては、認定こども園14園、小規模保育施設4園にて行われる教育・保育に対する給付費として支払うものであります。

次の子育て保育環境改善事業費につきましては、主に子育て関係者の保育の質の向上のために開催する研修会の講師謝礼であります。

次の保育対策総合支援事業補助金につきましては、保育士確保のために実施する保育士宿舍借り上げ事業及び保育体制強化事業、保育補助者雇い上げ強化事業の補助金並びに特に家庭への配慮が必要な児童が多数入所している園に保育士を加配するための家庭支援推進員保育事業の補助金であります。

次の民間保育所等食物アレルギー対応給食提供事業補助金につきましては、食物アレルギーのある児童に配慮した給食を提供するため、調理員を増員する保育園等4園に対し経費の補助を行うものであります。

続きまして、3款2項2目児童措置費であります。説明欄2行目の特別児童扶養手当支給事務費につきましては、特別児童扶養手当請求受け付け等の事務に係る事務用消耗品等であります。

次の児童扶養手当支給費につきましては、父母の離婚や死亡等により、父または母と生計を一にしていない児童を監護する保護者に対し手当を支給するものであります。

次の遺児手当支給費につきましては、父母の一方または両方が死亡した義務教育終了前の児童を

監護する保護者に対し手当を支給するものであります。

次の児童手当支給事業費につきましては、中学校終了前までの児童を養育する父母等に対し手当を支給するものであります。

続きまして、204、205ページをお開きください。3款2項3目母子福祉費であります。説明欄2行目、こども・妊産婦・ひとり親家庭医療費助成事業費につきましては、主にこども医療費の現物給付に係る審査支払い事務委託料、次に医療費助成システムの借上料としてのOA機器借上料、それぞれに医療費のうち保険診療自己負担分を助成するこども医療給付費、妊産婦医療給付費、ひとり親家庭医療給付費であります。

次の不妊治療費助成事業費につきましては、不妊治療を受けている方の経済的負担を軽減するために実施するものであり、助成件数は150件を見込んでおります。

次の不育症治療費助成事業費につきましては、不育症治療を受けている方の経済的負担を軽減するために実施するものであり、助成件数は1件を見込んでおります。

次の母子・父子自立支援事業費につきましては、母子及び父子家庭の自立支援やDV被害等について相談指導を行うため、母子・父子自立支援員兼婦人相談員2名の配置に要する費用と、母子・父子家庭の就労支援のための看護師等の資格取得を促進するための扶助費であります。

次の母子生活支援施設措置委託費につきましては、DV被害を受けた母子等を保護するため、母子生活支援施設に入所措置した際の施設への委託料であります。

以上で3款2項3目までの説明となります。

○委員長（広瀬昌子君） 中野保育課長。

○保育課長（中野達博君） 続きまして、4目の児童福祉施設費から説明させていただきます。

説明欄3つ目、こどもサポートセンター管理運営費につきましては、こどもサポートセンターの施設管理委託料が主なものであります。

次の児童センター管理運営費につきましては、はこのもり児童センターの臨時職員3名分の賃金が主なものであります。

次の児童館共通管理運営費につきましては、大平児童館の空調機改修工事費が主なものであります。

次のいまいずみ児童館管理運営委託費、次のそのべ児童館管理運営委託費、また次の大平児童館管理運営費につきましては、それぞれの児童館の管理運営を行う指定管理者への委託料であります。

次の大平みなみ児童館管理運営費につきましては、臨時職員1名分の賃金と東側外壁面の修理工事費などが主なものであります。

次の地域子育て支援センター運営事業費から2つ下の地域子育て支援センターふじおか運営事業費までにつきましては、各地域子育て支援センターの臨時保育士賃金及び子育て支援に係る事業費が主なものであります。

206、207ページをお開きください。説明欄1つ目の地域子育て支援センターが運営事業費から2つ下の地域子育て支援センターいわふね運営事業費までにつきましては、各地域子育て支援センターの臨時保育士賃金及び子育て支援に係る事業費が主なものであります。

次のとちぎコミュニティプラザ管理事業費につきましては、施設の維持管理に要する費用でありまして、施設の清掃業務委託料のほか、エレベーターなど設備の保守点検、警備業務などの委託料が主なものであります。

続きまして、5目の保育所費であります。説明欄3行目の保育園給食調理業務委託費につきましては、いまいずみ保育園、おおつか保育園、大平地域の3保育園及び藤岡は一とらんど保育園の給食調理業務についての委託料であります。

次の一時預かり事業費、次の延長保育事業費、次の低年齢児保育事業費、次の障がい児保育事業費につきましては、各公立保育園で実施しています特別保育事業でありまして、嘱託保育士報酬及び臨時保育士、看護師等の臨時職員賃金が主なものであります。

次の保育所共通管理運営費（栃木）につきましては、栃木地域の公立保育園5園の運営に要する管理運営経費であります。このうち、通常保育のための嘱託保育士報酬は15名分、臨時職員賃金は、保育士16名分、業務員及び調理員各3名分であります。

次のページ、209ページになりますが、保育所警備保障委託料は、はこのもり保育園を除く4園分の警備保障等の管理運営委託料、自動車借上料につきましては、保育園の遠足の際のバス借上料17台分が主なものであります。

次の保育所共通管理運営費（大平）につきましては、大平地域の公立保育園3園の運営に要する管理運営経費であります。このうち、通常保育のための嘱託保育士報酬は3名分、臨時保育士賃金は保育士16名分、業務員4名分が主なものであります。

次の保育所共通管理運営費（藤岡）につきましては、藤岡は一とらんど保育園の開園に伴いまして、閉園となりました藤岡地域の保育園3園の維持管理に必要な経費であります。

次のいまいずみ保育園管理運営費から、4行下になります、そのべ保育園管理運営費までにつきましては、栃木地域のそれぞれの保育園の管理運営に必要な経費であります。このうち、不動産賃借料に伴う借地面積につきましては、いまいずみ保育園が2,161.98平米、おおつか保育園につきましては3,504平米、そのべ保育園につきましては1,818.18平米でございます。

次の保育所第三者評価委託事業費につきましては、事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上を図るため、栃木県から認証を受けました第三者評価機関による第三者評価を受けるための2園分の委託料であります。

次の都賀よつば保育園管理運営費から、3つ下の大平西保育園管理運営費まで、それから1つ飛びまして、いわふね保育園管理運営費につきましては、それぞれの保育園の管理運営に必要な経費であります。このうち、都賀よつば保育園の通常保育のための嘱託保育士報酬は4名分、臨時職員

賃金は保育士3名分、調理員等が4名分、それから施設管理委託料につきましては、警備保障等の管理運営委託料が主なものであります。また、いわふね保育園の通常保育のための臨時職員賃金は保育士10名分、調理員2名分、施設管理委託料は、警備保障等の管理運営委託料が主なものであります。

1つお戻りいただきまして、藤岡地域統合保育園整備事業費につきましては、藤岡は一とらんど保育園開園に伴いまして、閉園となりました三鴨保育園及び藤岡保育園の園舎等の解体工事が主なものであります。

一番下になります藤岡は一とらんど保育園管理運営費につきましては、藤岡は一とらんど保育園の管理運営に必要な経費であります。このうち、嘱託保育士報酬は2名分、臨時職員賃金は保育士5名分、続いて211ページ、次のページになりますが、業務員1名分、施設管理委託料については、警備保障等の管理委託料が主なものであります。

続きまして、6目認定こども園費であります。説明欄3行目の認定西方なかよしこども園延長保育事業費につきましては、臨時保育士賃金1名分が主なものであります。

次の認定西方なかよしこども園低年齢児保育事業費につきましては、嘱託保育士報酬1名分と臨時保育士賃金2名分が主なものであります。

次の認定西方なかよしこども園障がい児保育事業費につきましては、嘱託保育士報酬1名分であります。

次の認定西方なかよしこども園運営費につきましては、西方なかよしこども園の管理運営に必要な経費でありまして、内科、歯科、眼科等の園医への報酬、それから嘱託保育教諭報酬1名分、臨時職員として保育教諭5名分、調理員3名分、業務員1名分の賃金、警備保障等の施設管理委託料、また園の敷地の一部の借地3,793平米の不動産賃借料が主なものであります。

認定こども園費までは以上でございます。

○委員長（広瀬昌子君） 渡辺生活福祉課長。

○生活福祉課長（渡辺健一君） 引き続きまして、214、215ページをお開きいただきたいと思います。

3項生活保護費であります。1目生活保護総務費であります。本年度予算額は1億7,781万3,000円です。説明欄3行目の生活保護運営対策事業費につきましては、福祉事務所の嘱託医師2名分の報酬、臨時職員1名分の賃金、生活保護の医療費支払審査委託料、OA機器借上料が主なものであります。

次の生活保護適正実施推進事業費につきましては、生活保護面接相談員1名分及び就労支援相談員1名分の報酬が主なものであります。

次の生活困窮者自立支援事業費につきましては、生活困窮者自立支援事業業務委託料が主なものであります。

次のページ、216、217ページをお開きください。2目扶助費であります。生活保護法に定める

7つの扶助費と保護施設事務費、中国残留邦人生活支援給付費及び就労自立給付費であります。

続きまして、218、219ページをお開きください。3款4項1目の災害救助費であります。説明欄の災害弔慰見舞金につきましては、自然災害や火災等によって被害を受けた市民に対しまして災害見舞金条例に基づき、見舞金を支出するものであります。

以上をもちまして、3款までの説明を終わります。

○委員長（広瀬昌子君） ここで暫時休憩いたします。

（午後 1時55分）

○委員長（広瀬昌子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時10分）

○委員長（広瀬昌子君） 福原健康増進課長。

○健康増進課長（福原 誠君） 健康増進課の福原と申します。よろしく願いいたします。着座にて失礼いたします。

それでは、4款1項1目及び2目の所管部分についてご説明をさせていただきますので、予算書の220、221ページをお開きください。

まず、4款1項1目保健衛生総務費になりますが、説明欄4つ目の健康診査事業費につきましては、脳卒中、心臓病、がん等の生活習慣病の早期発見と早期治療を推進するため、ヤング健診やがん検診等各種健康診査を実施するものであります。内訳の主なものとしましては、20歳以上の全市民に対し、各個人ごとに全ての検診を一括して案内するけんしんパスポートやけんしんガイドブックを作成するためのけんしんパスポート作成業務等委託料や特定健診や各種がん検診を保健センターなどの会場で同時に実施するための集団検診委託料及び子宮がん、乳がん、歯周病、口腔がん等の検診を各医療機関で行う個別検診委託料であります。

また、OA機器借上料につきましては、健康診査の受診結果や予防接種状況等を管理するための健康管理システムソフトウェアレンタル料であります。

次の急患センター管理運営委託事業費につきましては、休日及び夜間に軽症の急病患者診療所として開設をしております急患センターの栃木市医師会への管理運営委託料が主なものであります。

次の病院群輪番制病院運営等補助事業費につきましては、休日及び夜間に重症の急病患者の診療に当たる2次救急病院への補助金等であります。内訳の病院群輪番制病院運営費負担金につきましては、鹿沼救急医療圏における西方地域の鹿沼市への負担金であり、病院群輪番制病院運営費補助金につきましては、栃木救急医療圏の2次救急を担う獨協医科大学病院及びとちぎメディカルセンターしもつがへの補助金であります。

次の除細動器整備事業費につきましては、健康増進課で管理しているAEDの交換用パッドやバ

バッテリーの消耗品費のほか、耐用年数を迎えるAEDなど29台分の経費の安価なレンタル方式に変更するものであります。

次の小児二次救急医療支援事業費補助金につきましては、休日及び夜間に重症の小児急病患者の診療に当たる獨協医科大学病院への補助金であります。

次の地域医療対策基金積立金につきましては、地域医療の充実及び強化を図る事業の財源に充てることを目的とした基金残高における預金利子を積み立てるものであります。

次の栃木地区病院統合再編事業費につきましては、不動産賃借料ということで、とちぎメディカルセンターから市を經由して地権者に支払われる新病院しもつがの敷地賃借料であります。

次のとちぎメディカルセンター運転資金貸付金につきましては、とちぎメディカルセンターに対して、その運営に要する資金の一部を貸し付けることにより、病院運営の維持及び地域医療提供体制の確保を図るものであります。

次の健康増進課一般経常事務費につきましては、健康増進課事務用消耗品費や上都賀郡市医師会附属准看護学校に対する運営補助金が主なものであります。

次の市民健康まつり開催事業費につきましては、市民の健康意識の高揚を図り、健康づくりを推進するために開催する市民健康まつりの案内チラシ新聞折り込み手数料が主なものであります。

次のふれあい健康福祉まつり開催事業費（大平）につきましては、健康ブースの出展に係る消耗品費が主なものであります。

次のふれあい健康福祉まつり開催事業費（岩舟）につきましては、岩舟健康福祉環境まつり実行委員会への負担金であります。

次の健康増進計画推進事業費につきましては、健康増進計画を推進していくための非常勤の歯科衛生士1名分の報酬及び推進部会員の報償費や健康都市宣言周知用消耗品費が主なものであります。

次の健康教育、相談事業費につきましては、生活習慣病を予防するため、健康相談、健康教育を実施するもので、健康運動指導士等への報償金や指導用教材の消耗品費が主なものであります。

次の自殺予防事業費につきましては、自殺予防対策として、こころの健康相談を実施する際のカウンセラーへの報償金やストレス度をチェックするこころの体温計の委託料が主なものであります。

次の222、223ページをお開きください。説明欄1行目の健康訪問用自動車購入費につきましては、訪問等で利用している軽自動車が老朽化したことに伴い、買い替えのための購入費であります。

次の母子保健事業費につきましては、母親及び乳幼児の健康の保持増進を図るため、妊娠、出産、育児にかかわる各種健診、健康教育、健康相談、訪問指導等の支援を行うものであります。内訳の主なものとしましては、乳児の訪問等に協力をいただいている142名の母子保健推進員報酬や往診時の医師、歯科医師への報償金であります乳幼児健康診査報償金及び乳児先天性股関節脱臼検診な

どの乳児健康診査等委託料であります。

次の乳幼児発達相談事業費につきましては、乳幼児健診等において発達上の問題が疑われた児に対し2次検診を行い、早期治療、早期療育に向けて支援を行うもので、医師への報償金が主なものであります。

次の妊婦健康診査事業費につきましては、妊婦の健康管理の向上を図るため、妊婦健康診査の助成や妊婦歯科検診を実施するものであります。なお、内訳の妊婦健康診査等委託料につきましては、医療機関への委託料であり、妊婦健康診査扶助費につきましては、県外の医療機関で妊婦健診を受ける場合の扶助費であります。

次の未熟児養育医療給付事業費につきましては、出生時の体重が2,000グラム以下または生活力が薄弱な未熟児に対し、指定医療機関に委託をして養育に必要な医療費の給付を行うもので、扶助費が主なものであります。

次の骨髄移植ドナー支援事業費につきましては、骨髄等の移植の推進及びドナー登録の増加を図るために、骨髄を提供したドナー本人及びドナーが勤務する事業所に対して補助金を交付するものであります。

次の医療用ウィッグ購入費補助金につきましては、がん患者の治療と就労の両立及び療養生活の質の向上を図るため、がん治療に伴う脱毛で購入した医療用ウィッグの補助金であります。

続きまして、2目予防費になります。まず、説明欄1つ目の狂犬病予防事業費（栃木）につきましては、狂犬病予防注射済み票交付手数料の徴収事務を委託している栃木県獣医師会に対する委託料及びOA機器使用料として犬の登録管理システム使用料が主なものであります。

次の狂犬病予防事業費（大平）につきましては、狂犬病予防注射通知書印刷代や事務用消耗品費が主なものであります。なお、この後記載されております各地域の狂犬病予防事業費につきましても、同様の内容であります。

次に、4つ飛びまして、予防接種事業費につきましては、感染症の流行を防止し、市民の健康の保持増進に寄与することを目的として予防接種を実施するものであります。内訳の主なものとしましては、各種予防接種を実施するための市内協力医療機関等への委託料であります。予防接種委託料や市民が県外で里帰り出産時に予防接種をする場合など、契約医療機関以外で接種した際の自己負担金を扶助する予防接種扶助費、及び昭和47年に実施した種痘接種の副反応により健康被害を受けた方への障がい年金等の予防接種事故障がい年金であります。

次の新型インフルエンザ対策事業費につきましては、新型インフルエンザ対策を進める中で有識者の意見を伺う際の委員報酬や備蓄用の手や指の消毒薬及び感染防護用具などの消耗品費が主なものであります。

次のとち介の予防接種ナビ委託料につきましては、予防接種の複雑なスケジュールを携帯電話やパソコン等で簡単に管理できるサービスを提供するための事業者への委託料であります。

以上で4款1項1目から2目までの所管部分の説明を終わらせていただきます。

○委員長（広瀬昌子君） 若菜斎場整備室長。

○斎場整備室長（若菜 博君） 斎場整備室長、若菜と申します。よろしく申し上げます。着座にて失礼します。続きまして、224、225ページをお開きください。3目の環境衛生費であります。

説明欄の上から4行目、環境課一般経常事務費につきましては、臨時職員2名分の賃金と環境審議会委員報酬及び市有墓地管理人の報償金が主なものであります。

1つ飛びまして、次のエネルギー使用量管理業務委託費につきましては、エネルギー使用の合理化等に関する法律に基づき、エネルギー使用に関する中長期的計画及び計画実施の確認調査等に係る業務委託料であります。

次の新エネルギー普及事業費であります。臨時職員1名の賃金が主なものであります。

次の再生可能エネルギー普及促進基金積立金であります。市有施設に設置してあります太陽光発電システム屋根貸し事業の使用料を再生可能エネルギー普及促進基金に積み立てるものであります。

次のマイバッグ持参運動事業費につきましては、市内のスーパー等で実施しますマイバッグキャンペーンの啓発用品が主なものであります。

次の聖地公園管理費につきましては、聖地公園の管理委託料と新たに墓地管理システムを導入するとともに、聖地公園利用者の利便性を図り、安全性を確保するために通路舗装工事及び手すり設置工事を実施するものです。

次の聖地公園管理基金積立金につきましては、聖地公園の大規模な補修、改修を行う際の基金積立金であります。

次の専用水道事業等委託費につきましては、県から権限移譲を受けた水道法に規定する専用水道等に関する事務を水道工務課へ委託する委託料であります。

次の地域クリーン推進員事業費につきましては、各自治会に1名委嘱し、地域における環境美化活動を担っていただく地域クリーン推進員473自治会分の報酬が主なものであります。

次のクール・ウォームシェア事業費であります。クールシェア、ウォームシェアののぼり旗の作成委託料が主なものであります。

2つ飛びまして、次の墓地管理費（藤岡）と1つ飛んで墓地管理費（西方）につきましては、除草等の委託料が主なものであります。

次の同じく墓地管理費の（都賀）につきましては、都賀地区内の市有墓地管理人の報償金であります。

続きまして、226、227ページをお開きください。4目斎場費であります。説明欄2行目、斎場管理運営委託事業費につきましては、霊柩車運行に係る臨時職員3名分の賃金や管理運営委託料及び燃料費、霊柩車修繕料が主なものであります。

次の佐野地区衛生施設組合斎場負担金につきましては、火葬業務、佐野斎場ですが、の維持管理に係る費用の栃木市分の負担金であります。

1つ飛びまして、5目公害対策費であります。説明欄1行目、公害対策費につきましては、県から権限移譲されました自動車騒音常時監視業務委託料が主なものであります。

次の水質調査事業費につきましては、永野川、巴波川等の河川や地下水の水質調査の委託料であります。

続きまして、228、229ページをお開きください。6目保健施設費であります。説明欄1行目、栃木保健福祉センター管理運営費につきましては、センターの管理運営に係る経費であります。

1つ飛びまして、施設管理委託料は、警備やエレベーター保守点検等の委託料であります。

清掃等業務委託料は、常駐清掃業務及び定期清掃業務委託料であります。

不動産賃借料は、センター駐車場用地として借用しております土地3,237平方メートルの賃借料であります。

屋根漏水改修工事費は、屋根の老朽化による漏水工事であります。

高圧引き込み線更新工事費は、高圧受電設備点検による改修工事であります。

非常口誘導灯交換工事は、消防設備点検による交換工事であります。

次の藤岡保健福祉センター管理運営費、都賀及び西方保健センター管理運営費につきましては、主にセンターの管理運営に係る経費であります。

以上で所管関係部分の説明を終わります。

○委員長（広瀬昌子君） 続きまして、金子環境課長。

○環境課長（金子一彦君） 環境課長の金子です。よろしく願いをいたします。着座にて失礼いたします。続きまして、4款2項1目の清掃総務費の所管部分であります。ページは230、231ページです。

説明欄の上から3つ目の環境美化対策事業費につきましては、環境美化啓発用の看板作成が主なものです。

次の不法投棄監視事業費につきましては、廃棄物の不法投棄や不適正処理、土砂等の埋め立て等の監視を行う不法投棄監視員報酬や監視カメラの購入費が主なものであります。

次の環境美化対策事業費（大平）につきましては、事務用消耗品代及び栃木市自然環境保全活動団体でありますNPO法人太平山南山麓友の会への補助金が主なものでございます。

次の環境美化対策事業費（藤岡）につきましては、環境美化キャンペーン、ごみ収集運搬手数料が主なものでございます。

次の環境美化対策事業費（都賀）につきましては、環境美化啓発用看板作成委託料が主なものであります。

次の環境美化対策事業費（西方）につきましては、毎年6月と11月の第3日曜日に実施しており

ます美しいまちづくりの日町内一斉清掃の際の消耗品であります。

次の環境美化対策事業費(岩舟)につきましては、公用車の維持管理費用が主なものであります。

続きまして、232、233ページをお開きください。2目の塵芥処理費であります。説明欄の2行目、バイオ式生ごみ処理機管理費につきましては、市内の小学校4校、第三小、第四小、千塚小、吹上小ですが、これに設置してありますバイオ式生ごみ処理機の保守点検業務委託料が主なものであります。

次の生ごみ減量化補助金につきましては、一般家庭の生ごみの減量化を推進するため、電気式生ごみ処理機及びコンポスト容器等を購入した方に費用の一部を補助するものであります。

次の資源物回収活動団体支援事業費につきましては、資源物回収活動を実施した団体に対して報奨金を交付するものであります。

次のごみ直営収集事業費につきましては、栃木地域の各地区の美化活動や一斉清掃時などに集められたごみの収集等を直営により回収する際に要する経費でありまして、収集車の修繕料、燃料費が主なものであります。

次のごみ委託収集事業費につきましては、市内全域の家庭ごみや資源物等をごみステーションより収集を実施する事業でありまして、収集運搬委託料が主なものであります。

次のごみ収集周知事業費につきましては、ごみ収集カレンダーや違反シール等の印刷製本費が主なものであります。

次のごみ戸別収集事業費につきましては、家庭から排出されるごみ等をごみステーションに出すことが困難な高齢者や障がい者に対しまして戸別収集を実施しておりまして、この戸別収集に当たる臨時職員賃金が主なものであります。

次のとちぎクリーンプラザ管理運営委託事業費につきましては、とちぎクリーンプラザにおけるごみ処理処分に係る経費が主なものであります。内訳にあります管理運営委託料につきましては、とちぎクリーンプラザの各施設の運転管理業務、点検修繕業務及び物品の調達業務等に係る経費であります。

次の財産等管理業務委託料につきましては、南部清掃工場跡地の除草業務及び管理棟の清掃業務であります。

次の最終処分業務委託料につきましては、焼却残渣及び不燃残渣の運搬及び埋め立て処分に係る経費であります。

次の処理困難物処理業務委託料につきましては、とちぎクリーンプラザで処理できないベッド、ソファ等の粗大ごみ、乾電池、蛍光灯等の有害ごみの運搬処分に係る経費であります。

次の資源化処理業務委託料につきましては、ガラス瓶などを資源化するための運搬処理に要する経費であります。

次の周辺環境分析業務委託料につきましては、施設の安全性、信頼性を確保することを目的に、

とちぎクリーンプラザ周辺地域の大气、水質、土壌について、ダイオキシン類等の測定を実施するものであります。

次の包括的業務委託事業第2期発注に係るアドバイザー業務委託料につきましては、現在実施の包括委託事業が平成29年度で終了いたしますことから、平成30年度以降の包括的業務委託契約の締結の支援を委託するものでございます。

次の溶融スラグ分析業務委託料は、とちぎクリーンプラザで生産する溶融スラグの放射能分析業務委託料であります。

次のとちぎクリーンプラザ管理運営経常事務費につきましては、再生品の修繕を行うための臨時職員の人件費など経常的な経費であります。

次に、3目のし尿処理費であります。説明欄1行目のし尿収集事業費につきましては、災害を受けた世帯へのし尿収集手数料交付金や遠距離し尿収集交付金であります。

次の公衆便所管理費につきましては、万町公衆便所及び栃木駅高架下公衆便所の管理に関する経費と、栃木駅高架下公衆便所の清掃委託料が主なものであります。

次の佐野地区衛生施設組合し尿処理負担金につきましては、し尿処理、佐野地区衛生センターの維持管理に係る費用の栃木市分の負担金であります。

次のページをお開きください。234、235ページです。説明欄2行目にあります衛生センター管理運営委託事業費につきましては、衛生センターに係る管理運営委託料が主なものであります。

飛びまして、270、271ページをお開きください。8款2項3目の道路新設改良費であります。説明欄2つ目の市道61095号線、I530号線道路改良事業費（岩舟三谷）につきましては、斎場再整備事業に伴う周辺整備事業として、新斎場建設地までの進入道路及び進入道路と旧広域農道の交差点部分の道路改良を行うため測量業務などを実施するものでございます。

飛びまして、312、313ページをお開きください。10款1項3目の教育振興費であります。説明欄2行目の幼稚園等子育て応援事業費につきましては、第3子以降の子供が幼稚園に在園している保護者に対し、少子化対策の一環として経済的負担の軽減を図るために幼稚園を通して保育料の一部を助成するものであります。

次の幼児教育障がい児等支援事業費につきましては、幼稚園や認定こども園において障がい児を受け入れた場合、県において補助金が交付されますが、受け入れる障がい児が1名のみ場合は県の補助額が半分に減額されるため、その分を補完する障がい児教育補助金、これ4園分なのですが、発達支援児を担当する職員の経費を助成する療育支援補助金23園分であります。

次の幼稚園就園奨励費補助事業費につきましては、私立幼稚園に幼児を通園させている保護者の経済的な負担を軽減し、幼児教育の振興を目的とした補助金で、世帯の所得に応じて補助するものであります。

次の幼児教育振興助成事業費につきましては、幼児教育の振興を図り、幼児教育や施設等の充実

を図るための教育助成補助金、子育て支援に要する経費を補助するための子育て支援事業費補助金を市内私立幼稚園及び認定こども園17園へ交付するものであります。また、児童が加入する災害補償加入費に対し助成する幼稚園等児童災害補償加入費補助金を市内私立幼稚園及び認定こども園、保育園等28園に交付するものです。

次の幼稚園アレルギー疾患対応事業費につきましては、食物アレルギーを持つ園児に対し、給食等の提供を安全に実施するため、医師の診断のもと作成する生活管理指導票の作成料を補助することで、保護者の負担軽減を図るものであります。

続きまして、328、329ページをお開きください。10款4項1目社会教育総務費の所管部分についてご説明いたします。説明欄3つ目の人権同和教育事業費につきましては、市内12カ所で開催いたします集会所教室講師謝礼が主なものであります。

次の集会所管理費につきましては、市内11カ所の集会所に係る電気料、水道料及び施設の管理業務委託料などの維持管理費用であります。

以上で一般会計歳出の所管関係部分の説明を終わります。

○委員長（広瀬昌子君） 次に、歳入等の説明をお願いいたします。

大久保大平市民生活課長。

○大平市民生活課長（大久保勝弘君） 大平市民生活課の大久保と申します。どうぞよろしくお願ひします。着座にて説明をさせていただきます。

それでは、続きまして歳入の所管関係部分についてご説明させていただきますので、予算書の62ページ、63ページをお開きください。

12款1項2目民生費負担金であります。1節の社会福祉費負担金であります。説明欄1行目の老人保護措置負担金につきましては、養護老人ホームの被措置の負担金でありまして、延べ60人分を計上したものであります。

次の在宅老人短期入所負担金につきましては、養護老人ホームでの短期入所における利用者負担金であります。

次の軽度生活援助員派遣負担金につきましては、介護保険外の軽度の生活援助サービス利用における利用者負担分であります。

次に、2節児童福祉費負担金であります。説明欄1行目の学童保育事業費負担金につきましては、学童保育を利用している児童の保護者からの保育費負担金であります。

次の学童保育事業費負担金滞納繰越分につきましては、学童保育利用者の滞納分の保育費負担金であります。

次の保育所児童保育費負担金につきましては、市内の公立保育所に入所している児童の保護者からの保育費負担金であります。

次の民間保育所等児童保育費負担金につきましては、市内の民間保育所及び広域利用による市外

の保育所に入所している児童の保護者からの保育費負担金であります。

次の保育所受託児童保育費負担金につきましては、市外から本市の保育所に入所している児童が在住する市町からの保育費負担金であります。

次の保育所児童保育費負担金滞納繰越分及び、次の民間保育所等児童保育費負担金滞納繰越分につきましては、過年度分の保育料未納分であります。

次の保育所児童保育費負担金延長保育分につきましては、公立保育所の延長保育を利用した際の負担金であります。

次の保育所児童保育費負担金一時預かり利用分につきましては、公立保育所の一時預かり事業の利用者負担金でありまして、3歳未満児は1日2,000円、3歳以上児が1日1,500円となっております。

次の市外受託児童利用者負担金（公立保育園受託分）につきましては、市外の児童を本市の公立保育園で受け入れたときの利用者負担金であります。

次の保育所児童保育費負担金一時預かり利用滞納繰越分につきましては、過年度分の一時預かり事業の滞納分であります。

続きまして、64ページ、65ページをお開きください。13款1項1目総務使用料であります。1節の総務管理使用料であります。説明欄の下から3行目、真名子夢ホール敷地使用料につきましては、敷地内にある東日本電信電話の電柱等3本分と日本郵便鹿沼支店の郵便ポスト1基分の敷地使用料であります。

次の真名子夢ホール使用料につきましては、施設利用に係る使用料であります。

次に、2目民生使用料であります。1節の社会福祉使用料であります。説明欄1行目の大平隣保館使用料につきましては、施設の使用料であります。

次の老人福祉センター行政財産使用料につきましては、老人福祉センター内の売店使用料であります。

次の大平地域福祉センター敷地使用料、次の渡良瀬の里敷地使用料と、次の都賀老人憩いの家等敷地使用料は、各敷地内の電柱、電話柱の土地使用料であります。

次の西方さくらホーム行政財産使用料につきましては、シルバー人材センター等の行政財産使用料であります。

次の小野寺ふれあい館使用料につきましては、小野寺ふれあい交流室使用料であります。

1行飛びまして、次の小野寺ふれあい館敷地使用料は、敷地内に設置されたATMの敷地使用料であります。

次に、2節児童福祉使用料であります。説明欄1行目の児童福祉施設敷地使用料（子育て支援課）、次の大平南児童館敷地使用料と、次の児童福祉施設敷地使用料（保育課）につきましては、各施設の敷地内に設置してある電柱の敷地使用料であります。

次に、3節の認定こども園使用料であります。説明欄1行目の市立認定こども園使用料につきましては、認定西方なかよしこども園幼稚園部門の園児の保育料であります。

次に、3目衛生使用料であります。1節の保健衛生使用料であります。説明欄1行目の斎場使用料（栃木）につきましては、本庁で受け付けをする斎場と待合室の使用料であります。なお、この後同様に記載されております斎場使用料につきましては、それぞれの総合支所で受け付けをする斎場の使用料でありますので、説明を省略させていただきます。

次の霊柩自動車使用料（栃木）につきましては、同じく本庁で受け付けをする霊柩自動車の使用料であります。この後同様に記載されております霊柩自動車使用料につきましても、それぞれの総合支所で受け付けをする霊柩自動車の使用料でありますので、説明を省略させていただきます。

続きまして、66ページ、67ページをお開きください。次の聖地公園永代使用料につきましては、栃木地域の聖地公園墓所及び都賀地域の聖地公園墓所2区画の永代使用料を見込んだものであります。

次の衛生施設敷地使用料につきましては、聖地公園、市有墓地、斎場、ごみ集積所、とちぎクリーンプラザ敷地内の電柱敷地の使用料及びクリーンプラザに設置してあります自動販売機の敷地使用料であります。

次の保健福祉センター使用料につきましては、社会福祉協議会の事務室使用料等であります。

次の急患センター敷地等使用料につきましては、電柱使用料であります。

次の栃木保健福祉センター太陽光発電施設屋根貸し使用料につきましては、太陽光発電促進に伴う栃木保健福祉センター屋根貸し出しに係る使用料であります。

次のとちぎメディカルセンター病院敷地使用料につきましては、とちぎメディカルセンターしもつがの敷地内に設置されている東京電力の電柱4本分の敷地使用料であります。

4行飛びまして、次の藤岡保健福祉センター使用料につきましては、検診ホールの使用料等であります。

2行飛びまして、次の都賀保健センター敷地使用料につきましては、電柱使用料であります。

次の墓地永代使用料（西方）につきましては、栃木市菅ノ沢墓地の永代使用料であります。

続きまして、72ページ、73ページをお開きください。次に、9目教育使用料であります。5節社会教育費使用料であります。説明欄1行目の集会所使用料については、施設の使用料であります。

次の集会所敷地使用料については、電柱等設置に係る敷地使用料であります。

続きまして、76、77ページをお開きください。13款2項1目総務手数料であります。3節の戸籍住民基本台帳手数料であります。説明欄1行目の戸籍手数料（栃木）につきましては、本庁市民生活課の窓口における戸籍謄抄本等の交付手数料であります。

次の住民基本台帳手数料（栃木）につきましては、同じく住民票の写し等の交付手数料であります。

続きまして、78ページ、79ページをお開きください。説明欄1行目の印鑑証明等手数料（栃木）につきましては、同じく印鑑登録及び印鑑登録証明書の交付手数料であります。

次の臨時運行手数料（栃木）につきましては、同じく臨時運行許可証交付手数料であります。

次の諸証明手数料（栃木）につきましては、同じく各種証明書の交付手数料であります。なお、この後同様に記載されております戸籍手数料、住民基本台帳手数料、印鑑証明等手数料、臨時運行手数料、諸証明手数料につきましては、それぞれの総合支所で交付する戸籍、住民票等の交付手数料であります。

次に、2目民生手数料であります。1節の社会福祉手数料であります。説明欄1行目の社会福祉法人関係証明手数料につきましては、社会福祉法人がその事業の用に供するために不動産を取得した際に係る登録免許税の非課税の適用を受ける際の証明手数料であります。

続きまして、80ページ、81ページをお開きください。3目衛生手数料であります。1節の保健衛生手数料であります。説明欄1行目の土砂等埋め立て等事業認可申請手数料につきましては、7件分の申請手数料であります。

次の犬の登録手数料（栃木）につきましては、420頭分の新規登録の手数料であります。

次の狂犬病予防注射済票交付手数料（栃木）につきましては、7,900頭分の狂犬病予防注射済票の交付手数料であります。なお、この後同様に記載されております犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料につきましては、それぞれの総合支所で受け付けをした犬の登録と狂犬病予防接種済票の交付手数料でありますので、説明を省略させていただきます。

次に、2節清掃手数料であります。説明欄1行目の聖地公園墓所管理手数料につきましては、聖地公園墓所栃木地域2,262区画と都賀地域791区画の管理手数料であります。

次の犬猫死体処理手数料（栃木）につきましては、飼い犬、飼い猫などの死体70体分の処理手数料であります。なお、この後同様に記載されております犬猫死体処理手数料につきましては、それぞれの総合支所に対応した処理手数料であります。

次の一般廃棄物処理業許可申請手数料につきましては、一般廃棄物処理業の許可36件分及びし尿浄化槽清掃業の許可16件分の申請手数料であります。

次の粗大ごみ収集手数料（栃木）につきましては、一般家庭から排出される粗大ごみの収集手数料であります。なお、この後同様に記載されております粗大ごみ収集手数料につきましては、それぞれの総合支所で受け付けした手数料であります。

次の廃棄物処理手数料につきましては、とちぎクリーンプラザに直接搬入される廃棄物の処理手数料であります。

6行飛びまして、次の墓地管理手数料（藤岡）につきましては、市営墓地342件分の管理手数料であります。

以上で13款2項3目衛生手数料までの説明を終わらせていただきます。

○委員長（広瀬昌子君）　続きまして、勅使川原藤岡市民生活課長。

○藤岡市民生活課長（勅使川原幸子君）　続きまして、82、83ページをお開きください。

下の段に記載の14款1項1目1節社会福祉費負担金ではありますが、説明欄1行目の国民健康保険基盤安定負担金につきましては、国民健康保険の財政基盤の安定化を図る保険者支援分に対する4分の2の国庫負担金であります。

次の特別障がい者手当等給付費負担金につきましては、特別障がい者手当、障がい児福祉手当、経過措置福祉手当等の給付に対する国庫負担金であります。

次の障がい者自立支援負担金につきましては、障害者総合支援法に基づき市が行う各種自立支援給付に対する国庫負担金であります。

続きまして、84、85ページをお開きください。説明欄の低所得者保険料軽減負担金につきましては、消費税増税に伴い介護保険料第1段階等の低所得の方の保険料を減免するに当たり、国が減免分の2分の1を補填する負担金であります。

次に、2節児童福祉費負担金ではありますが、説明欄1行目、母子生活支援施設措置費負担金につきましては、DV被害者等を保護するため、母子生活支援施設に入所措置した際の委託費用に対する国庫負担金であります。

次の児童手当費負担金につきましては、児童手当の支給費に対する国庫負担金であります。

次の児童扶養手当給付費負担金につきましては、児童扶養手当の給付費に対する国庫負担金であります。

次の特定教育・保育施設等施設型給付負担金につきましては、民間保育所及び認定こども園、小規模保育施設に入所する児童の保育に要する費用に対する国庫負担金であります。

次に、3節生活保護費負担金ではありますが、説明欄1行目、生活扶助費等負担金につきましては、生活保護費及び中国残留邦人生活支援給付費のうち生活扶助費等の支給に係る国庫負担金であります。

次の医療扶助費等負担金につきましては、生活保護費及び中国残留邦人生活支援給付費のうち医療扶助費の支給に係る国庫負担金であります。

次の介護扶助費等負担金につきましては、生活保護費及び中国残留邦人生活支援給付費のうち介護扶助費の支給に係る国庫負担金であります。

次の生活保護費過年度交付金につきましては、項目保存であります。

続きまして、86、87ページをお開きください。4節生活困窮者自立相談事業費等負担金につきましては、生活困窮者自立相談支援事業及び被保護者就労支援事業、住居確保給付金に係る国庫負担金であります。

次に、2目1節保健衛生費負担金ではありますが、説明欄の未熟児養育医療費負担金につきましては、身体の発育が未熟なままで生まれ、入院を必要とする乳児に対して、その治療に必要な医療費

の一部を公費負担するもので、その国庫負担分であります。

次に、2項1目2節戸籍住民基本台帳費補助金であります。説明欄1行目の個人番号カード交付事務費補助金につきましては、個人番号カードの作成等を委任している地方公共団体情報システム機構への事務委任に係る10分の10の補助金であります。

次の個人番号カード交付事務費補助金につきましては、職員人件費、臨時職員賃金、郵送料等個人番号カードの交付事務費に係る補助金であります。

次に、2目1節社会福祉費補助金であります。説明欄の地域生活支援事業費等補助金につきましては、障がい者、障がい児が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう市が行っているさまざまな地域生活支援事業に対する国庫補助金であります。

続きまして、88、89ページをお開きください。説明欄1行目の多機関協働包括的支援体制構築事業補助金につきましては、複合的な課題を抱える世帯等に対して包括的支援を行う多機関の協働による包括的支援体制構築事業費に対する国庫補助金で、補助率は4分の3であります。

次に、2節児童福祉費補助金であります。説明欄1行目の子ども・子育て支援交付金（健康増進課）につきましては、乳児家庭全戸訪問事業と子育て世代包括支援センター事業に係る補助金であります。

次の母子家庭等対策総合支援事業費補助金につきましては、母子・父子家庭の自立支援に向けた母子・父子家庭高等職業訓練促進給付金等に対する国庫補助金であります。

次の子ども・子育て支援交付金（子育て支援課）につきましては、養育支援家庭訪問事業、ファミリーサポートセンター事業、地域子育て支援拠点事業、子育て短期支援事業、放課後児童健全育成事業に対する国庫補助金であります。

次の子ども・子育て支援交付金（保育課）につきましては、民間保育所、認定こども園ほかにて実施する延長保育事業、一時預かり事業、病児保育事業及び利用者支援事業に対する国庫補助金であります。

次の保育所等整備交付金につきましては、民間の認定こども園及び幼稚園2園への認定こども園施設整備に係る補助金のうち、保育園部分に対する国庫補助金であります。

次の保育対策総合支援事業補助金につきましては、民間の認定こども園、保育所が実施する保育士宿舍借り上げ支援事業、保育体制強化事業、家庭支援推進保育事業及び保育補助者雇上強化事業等に対する国庫補助金であります。

続きまして、90、91ページをお開きください。次に、3節生活保護費補助金であります。生活保護運営対策事業及び生活保護適正実施推進事業、生活困窮者就労準備支援事業に係る国庫補助金であります。

次に、3目1節保健衛生費補助金であります。説明欄1行目のがん検診推進事業補助金につきましては、子宮頸がん検診と乳がん検診の受診を促すため、一定の年齢の方を対象にクーポンを

送付して受診勧奨を行うとともに、さらに未受診の方に再勧奨を行う事業に対する国庫補助であります。

続きまして、92、93ページをお開きください。6目1節教育総務費補助金であります。説明欄の幼稚園就園奨励費補助金につきましては、幼稚園に就園している児童の保育料の保護者負担を軽減するための国庫補助金であります。

続きまして、94、95ページをお開きください。3項1目2節戸籍住民基本台帳費委託金であります。説明欄の中長期在留者住居地届出等事務委託金につきましては、中長期にわたり日本に在留する外国人の住居地届け出等事務に対する国からの委託金であります。

次に、2目1節の社会福祉費委託金であります。説明欄1行目の国民年金事務委託金につきましては、国民年金事務に係る国からの事務委託金であります。

次の福祉年金事務委託金につきましては、福祉年金事務に係る国からの事務委託金であります。

次の国民年金協力連携事務委託金につきましては、国民年金事務における日本年金機構との協力や連携に係る国からの事務委託金であります。

次に、2節の児童福祉費委託金であります。特別児童扶養手当事務委託金につきましては、特別児童扶養手当の申請、届け出等の事務委託金であります。

以上で14款の説明を終わらせていただきます。

○委員長（広瀬昌子君） 続きまして、柏倉都賀市民生活課長。

○都賀市民生活課長（柏倉芳枝君） 続きまして、下の段をお願いいたします。

15款1項1目1節社会福祉費負担金であります。国民健康保険基盤安定負担金につきましては、国民健康保険税の低所得世帯軽減分に対する4分の3及び国民健康保険の財政基盤の安定化を図る保険者支援分に対する4分の1の県負担金であります。

続きまして、96、97ページをお開きください。後期高齢者医療基盤安定負担金につきましては、後期高齢者医療保険料の低所得者軽減措置に対しての4分の3の県負担金であります。

次の障がい者自立支援費負担金につきましては、障害者総合支援法に基づき市が行う各種自立支援給付に対する県負担金であります。

次の低所得者保険料軽減負担金につきましては、消費税増税に伴い介護保険料第1段階等の低所得の方の保険料を減免するに当たり、県が減免分の4分の1を補填する負担金であります。

次に、2節児童福祉費負担金であります。母子生活支援施設措置費負担金につきましては、DV被害者等を保護するため、母子生活支援施設に入所措置した際の委託費用に対する県負担金であります。

次の児童手当費負担金につきましては、児童手当の支給費に対する県負担金であります。

次の特定教育・保育施設等施設型給付負担金につきましては、民間保育所及び認定こども園、小規模保育施設に入所する児童の保育に要する費用に対する県負担金であります。

続きまして、98、99ページをお開きください。3節生活保護費負担金であります。生活保護費負担金につきましては、行旅死亡者に対する扶助費及び居住地のない者あるいは明らかでない者に対して要する生活保護費の県の負担金であります。

2目1節保健衛生費負担金であります。未熟児養育医療費負担金につきましては、身体の発育が未熟なままで生まれ、入院を必要とする乳児に対して、その治療に必要な医療費の一部を公費負担するもので、その県負担分であります。

次に、2項1目1節総務管理費補助金であります。下から2行目、消費者行政活性化事業費補助金につきましては、栃木市消費生活センター事業である消費者相談及び消費生活啓発事業の充実強化を図るための県の消費者行政活性化基金からの補助金であります。

次に、2目1節社会福祉費補助金であります。重度心身障がい者医療費補助金につきましては、重度心身障がい者医療費助成事業に対するものであり、補助基本額2分の1については償還払い分に対して、補助基本額の4分の1については市独自の現物給付に対しての県補助金であります。

次の隣保館運営等事業費補助金につきましては、大平隣保館及び厚生センターの運営費等に対する国と県からの地域改善事業費補助金であります。

続きまして、100、101ページをお開きください。地域生活支援事業費等補助金につきましては、障がい者、障がい児が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう市が行っているさまざまな地域生活支援事業に対する県補助金であります。

次の難聴児補聴器購入等補助金につきましては、軽度、中等度難聴児の補聴器購入費に対する県補助金であります。

次の在宅福祉事業費補助金につきましては、単位老人クラブ及び老人クラブ連合会に対する県補助金でありまして、補助率は3分の2であります。

次の低所得者利用者負担対策事業費補助金につきましては、社会福祉法人による低所得者に対する介護保険サービス利用者負担額軽減に対する補助金でありまして、補助率は4分の3であります。

次の地域医療介護総合確保基金施設等整備交付金につきましては、介護保険事業計画に基づく地域密着型特別養護老人ホーム等の施設整備についての補助金であります。

次の地域医療介護総合確保基金開設準備交付金につきましては、施設整備に当たっての開設準備の経費、備品等の購入に対する補助金であります。

次の介護人材緊急確保対策事業費補助金につきましては、介護人材確保に向けた人材研修に対する補助金であります。

次に、2節児童福祉費補助金であります。こども医療対策費補助金につきましては、こども医療費助成事業に対するものであり、補助基本額の2分の1については未就学児の現物給付に対して、補助基本額の4分の1については市独自の現物給付に対しての県補助金であります。

次の妊産婦医療対策費補助金につきましては、妊産婦医療費助成事業に対する2分の1の県補助

金であります。

次のひとり親家庭医療費補助金につきましては、ひとり親家庭医療費助成事業に対する2分の1の県補助金であります。

次の子ども・子育て支援交付金（健康増進課）につきましては、乳児家庭全戸訪問事業と子育て世代包括支援センター事業に係る県補助金であります。

続きまして、102、103ページをお開きください。子ども・子育て支援交付金（子育て支援課）につきましては、養育支援訪問事業、ファミリーサポートセンター事業、地域子育て支援拠点事業、子育て短期支援事業、放課後児童健全育成事業に対する県補助金であります。

次の子ども・子育て支援交付金（保育課）につきましては、民間保育所、認定こども園ほかにて実施する延長保育事業、一時預かり事業、病児保育事業及び利用者支援事業に対する県補助金であります。

次の特別保育事業等推進費補助金につきましては、認可外保育施設への民間育児サービス対策事業及び民間保育園が実施する1歳児担当保育士の増員事業、アレルギー給食対応提供事業に対する県補助金であります。

次の第3子以降保育料免除事業費補助金につきましては、第3子以降の児童の保育料免除に対する県補助金であります。

次の認定こども園施設整備交付金につきましては、民間の幼稚園1園への認定こども園施設整備に係る補助金のうち、幼稚園部分に対する県補助金でありまして、国から県を経由した間接補助金であります。

次の保育対策総合支援事業補助金につきましては、民間の認定こども園、保育所が実施いたします保育体制強化事業及び保育補助者雇い上げ強化事業に対する県補助金であります。

次の施設型給付費補助金につきましては、認定こども園の保育園部分等に入所する児童の保育に要する費用に対する県補助金であります。

次に、3目1節保健衛生費補助金ではありますが、小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業費補助金につきましては、小児慢性特定疾病児の日常生活用具給付に対する県補助金であります。

次の健康増進事業費補助金につきましては、健康増進法に基づく健康増進事業の経費に対する県補助金であります。

次の地域自殺対策強化交付金につきましては、自殺予防対策の経費に対する県補助金であります。

次の予防接種事故処理費補助金につきましては、昭和47年3月27日に実施した種痘接種の副反応による健康被害を受けた方への障がい年金等に対する県補助金であります。

続きまして、104、105ページをお開きください。病院群輪番制病院運営等補助金につきましては、休日及び夜間に入院を必要とする重症の急病患者的の診療に当たる病院への支援事業に対する県の補助金であります。

次の小児二次救急医療費支援事業補助金につきましては、栃木、鹿沼医療圏における小児二次救急医療機関である獨協医科大学病院への支援事業に対する県補助金であります。

続きまして、108、109ページをお開きください。3項1目2節戸籍住民基本台帳費委託金であります。人口動態統計事務費委託金につきましては、人口動態統計事務に対する県からの委託金であります。

次に、2目1節社会福祉費委託金であります。人権啓発推進事業委託金につきましては、人権を大切にすることを成長させることを目的とした人権の花運動に対する県からの事業委託金であります。

以上で15款の説明を終わらせていただきます。

○委員長（広瀬昌子君） 落合西方市民生活課長。

○西方市民生活課長（落合博昭君） 続きまして、110、111ページをお開きください。

16款1項1目1節土地建物貸付収入であります。説明欄上から6行目の広告モニター設置収入につきましては、本庁舎2階に設置してあります広告モニターの設置にかかわる財産貸付収入であります。

次の大平隣保館自動販売機設置収入につきましては、大平隣保館に設置している自動販売機1台の設置場所貸付料及び電気使用料であります。

次の医療福祉モール共用駐車場貸付収入につきましては、医療福祉モール56台分の共用駐車場の貸付収入であります。

次の老人福祉センター長寿園自動販売機設置収入から次の泉寿園、次の福寿園につきましては、各老人福祉センターに設置した自動販売機の電気料収入であります。

次の栃木保健福祉センター自動販売機設置収入につきましては、保健福祉センターに設置している自動販売機2台分の貸付料と電気料であります。

次のページをお開きください。説明欄の上から6行目、大平健康福祉センター自動販売機設置等収入につきましては、大平健康福祉センターの自動販売機設置収入が主なものであります。

次に、8行飛びまして、中ほどの渡良瀬の里自動販売機設置収入につきましては、渡良瀬の里の自動販売機設置収入であります。

5行飛びまして、都賀保健センター自動販売機設置収入につきましては、都賀保健センターに設置している自動販売機の貸付料と電気料であります。

次のページをお開きください。説明欄上から3行目、岩舟健康福祉センター自動販売機設置収入、次の小野寺ふれあい館自動販売機設置収入につきましては、各施設の自動販売機設置収入であります。

次に、2目1節利子及び配当金であります。説明欄下から9行目の聖地公園管理基金利子につきましては、聖地公園管理基金積立金の利子であります。

次の再生可能エネルギー普及促進基金利子につきましては、再生可能エネルギー普及促進基金の利子であります。

次の地域福祉基金利子につきましては、市民の保健福祉の向上に資する事業のために設置した地域福祉基金の利子であります。

1行飛びまして、地域医療対策基金利子につきましては、地域医療の充実及び強化を図る事業の財源に充てるために積み立てております基金の預金利子であります。

続きまして、118、119ページをお開きください。17款1項3目1節社会福祉費寄附金であります。説明欄の社会福祉振興寄附金につきましては、市民、団体等からの寄附金で、地域福祉基金に積み立てを行うものであります。

次に、18款1項1目1節後期高齢者医療特別会計繰入金につきましては、後期高齢者医療特別会計からの繰り入れであります。

次のページをお開きください。18款2項4目1節地域福祉基金繰入金につきましては、基金条例に基づき、事業実施に対する一般会計への繰入金であります。

次に、5目1節墓園管理基金繰入金につきましては、聖地公園の通路舗装工事及び手すり設置工事のため基金を取り崩すものであります。

以上で所管部分の説明を終わります。

○委員長（広瀬昌子君） 海老沼岩舟市民生活課長。

○岩舟市民生活課長（海老沼文明君） 続きまして、124、125ページをお開きください。

20款3項1目1節社会福祉費貸付金元利収入であります。説明欄1行目の災害援護資金貸付金元利収入につきましては、関東・東北豪雨災害により被害を受けた世帯に対し、生活立て直し資金として貸し付けた災害援護資金貸付金に対する元利収入であります。

説明欄2行目の老人保健施設整備貸付金元金収入につきましては、地域総合整備資金として貸し付けました社会福祉法人等からの介護老人保健施設等整備貸付金に対する元金収入であります。

次に、2目1節保健衛生費貸付金元利収入であります。説明欄のとちぎメディカルセンター運営資金貸付金元金収入につきましては、とちぎメディカルセンターに対する単年度の貸付制度に伴い、年度末に貸付金を全額返済いただくものであります。

続きまして、126、127ページをお開きください。20款5項4目1節印紙等売捌手数料であります。説明欄の印紙等売捌手数料につきましては、旅券発給用に本庁市民生活課で取り扱っている収入印紙と収入証紙の売捌手数料であります。

次に、2節雑入であります。恐れ入りますが、128、129ページをお開きください。説明欄1行目の仮ナンバー弁償金等（市民生活課）につきましては、自動車の臨時運行許可で貸し出す仮ナンバーを紛失した際に徴収する弁償金等であります。

次の歳タク運行事業者運賃外収入等（交通防犯課）につきましては、歳タク運行に伴い年度末に

運行事業者に直接交付される国庫補助金の同額を運行事業者から市に納入していただくものが主なものであります。なお、その他といたしまして、放置自転車の保管手数料として10万8,000円を見込んでおります。

次の栃木県後期高齢者医療広域連合職員給与負担金等（保険医療課）につきましては、栃木県後期高齢者医療広域連合に派遣しております職員2名分の給与の負担金及び高齢者はり、きゅう、あんまマッサージ指圧施術料助成に対する交付金であります。

次の回収資源物売払収入等（環境課）につきましては、同じ収入となるものが133ページにございます。133ページをお開きください。説明欄3行目の回収資源物売払収入等（大平市民生活課）、その3行下に（藤岡市民生活課）、さらに3行下に（都賀市民生活課）、その次に（西方市民生活課）、さらに3行下に（岩舟市民生活課）とございますが、内容は同じでございます。主に一般家庭からの分別排出される資源物のうち新聞、雑誌等の売払収入を見込んだものであります。

恐れ入りますが、129ページにお戻り願いたいと思います。説明欄5行目の資源有価物売却代につきましては、とちぎクリーンプラザでのごみ処理に伴い回収された資源物として売却されるアルミ、鉄、新聞、雑誌等の売払収入であります。

次の再生品提供事業売上金（環境課）につきましては、粗大ごみとして搬入されました自転車、家具等を修理、修繕し、再生品として売却する際の売上金であります。

次の余剰電力売却代（環境課）につきましては、とちぎクリーンプラザにて発電する電力のうち余剰電力売却による収入であります。

次のペットボトル有償入札拠出金（環境課）につきましては、ペットボトルの引き渡し量に応じて納付される公益財団法人日本容器包装リサイクル協会からの拠出金であります。

次の福島原発事故に係る損害賠償金（環境課）につきましては、福島第一原子力発電所の事故に伴い支出した焼却灰の放射能濃度測定等の委託費用に対する東京電力ホールディングス株式会社からの賠償金であります。

次の男女共生大学聴講料等（人権・男女共同参画課）につきましては、とちぎ市男女共生大学聴講料であります。

次のりんぽかんまつり売り上げ代等（人権・男女共同参画課）につきましては、りんぽかんまつりの際のきな粉餅等の売り上げ代及び大平榎本集会所ふれあい交流会の参加者負担金であります。

次の社会福祉実習受入謝金等（福祉総務課）につきましては、大学生等の職場実習を受け入れた際の謝金であります。

次の診療報酬返還金等（障がい福祉課）につきましては、更生医療等診療報酬の返還金であります。

次の生活保護費返還金等（生活福祉課）につきましては、生活保護法による現年度分の返還金であります。

次の生活保護費返還金滞納繰越分（生活福祉課）につきましては、生活保護費返還金滞納繰り越し分であります。

次の老人福祉センター電話使用料等（地域包括ケア推進課）につきましては、老人福祉センター3園及び都賀老人憩いの家のピンク電話使用料であります。

次の病院群輪番制病院運営費負担金等（健康増進課）につきましては、救急医療対策事業を実施するに当たり、関係市町からの事業実施主体である栃木市への負担金が主なものであります。

次のとちぎメディカルセンター病院敷地転貸料等（健康増進課）につきましては、とちぎメディカルセンターから市を經由して地権者に支払われる病院敷地賃借料ととちぎメディカルセンターに派遣しております職員1名分の退職手当負担金であります。

次の電話使用料等（子育て支援課）につきましては、とちぎコミュニティプラザの電話使用料等であります。

次の保育所職員給食費等保育課及び次の認定西方なかよしこども園職員給食費等保育課につきましては、公立保育園及び認定こども園の職員の給食費自己負担分ほかでございます。

以上で一般会計歳入の所管関係部分の説明を終わらせていただきます。

引き続き、債務負担行為の所管部分の説明をいたしますので、恐れ入りますが、8ページをお開きください。第2表、債務負担行為であります。上から6番目にあります平成29年度地域公共交通網形成計画策定業務委託につきましては、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正に伴い、本市の公共交通網を再構築することを目的とし、平成29年度及び平成30年度の2カ年にかけて、栃木市地域公共交通網形成計画を策定するための業務委託に係る債務負担行為であります。

次に、3行下の平成29年度健康診査委託料につきましては、平成30年度当初からの健康診査事業を開始するには、平成29年度中に事業者と契約を結び、準備を進めていく必要があるため、債務負担行為限度額を定めるものであります。

次の平成29年度定期接種用ワクチン購入につきましては、平成30年度当初から定期接種を開始するには、平成29年度中に定期接種用ワクチン購入に係る入札を実施する必要があるため、債務負担行為限度額を定めるものであります。

以上で平成29年度一般会計予算の所管関係部分についての説明を終わります。

○委員長（広瀬昌子君） 以上をもちまして、一般会計予算の所管関係部分の説明は終わりました。

ここで暫時休憩をいたします。

（午後 3時30分）

○委員長（広瀬昌子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時45分）

◎議案第2号の上程、説明

○委員長（広瀬昌子君） 次に、日程第2、平成29年度栃木市国民健康保険特別会計予算の説明聴取を議題といたします。

当局からの説明をお願いいたします。

藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） ただいまご上程をいただきました議案第2号 平成29年度栃木市国民健康保険特別会計予算につきましてご説明を申し上げますので、予算書の13ページをお開きください。

平成29年度栃木市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによるというものであります。

歳入歳出予算は、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ213億9,888万6,000円と定める。

第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によるというものであります。

債務負担行為は、第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」によるというものであります。

一時借入金は、第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は3億円と定めるところであります。

歳出予算の流用は、第4条、地方自治法第220条の第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

第1号は、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用というものであります。

続きまして、予算の内容につきまして、歳出からご説明をいたしますので、408、409ページをお開きください。なお、歳出歳入とも、項目保存につきましては説明を省略させていただきたいと思います。

1款1項1目、説明欄の1行目、職員人件費につきましては、職員課所管となりますが、国保特会で予算措置をしております職員16人分の給料、各種手当等の人件費であります。

次の県市町村総合事務組合負担金退職手当につきましても、職員課の所管となりますが、職員の退職手当の支払い事務を共同処理しております栃木県市町村総合事務組合に支払う負担金であります。

次の臨時職員共済費につきましても、職員課の所管となりますが、臨時職員及び非常勤職員の健康保険料、厚生年金保険料等の共済費が主なものであります。以下、各科目に計上されております臨時職員共済費につきましても、職員課所管となりますが、それぞれの予算において雇用する臨時

職員の健康保険料、厚生年金保険料等の共済費でありまして、改めての説明は省略をさせていただきます。

4行目の国民健康保険事務費につきましては、被保険者証発送等のための郵便料、レセプト照合や被保険者証作成等の電算処理委託料、保険証更新の際の保険証封入封緘業務委託料、国保制度改革に伴う情報連携等に係るタスクシステム改修委託料が主なものであります。

次の診療報酬明細書点検事務費につきましては、レセプト点検のための臨時職員4人分の賃金が主なものであります。

次に、2目、説明欄の国保団体連合会負担金につきましては、診療報酬審査等の事務を行っております国保連合会に対する負担金であります。

次に、412、413ページをお開きください。1款2項1目、説明欄の2行目、国民健康保険税賦課事務費についてであります。納税通知書等発送のための郵便料、保険税賦課業務関係の電算処理委託料が主なものであります。

次の国民健康保険税収納員設置事業費につきましては、収納員2人分の報酬が主なものであります。

次の国民健康保険税徴収事務費につきましては、督促状等発送のための郵便料、保険税徴収業務関係の電算処理委託料が主なものであります。

次のマルチペイメント口座振替受付サービス事業費につきましては、保険税の口座振替の新規受け付けを、モバイル決済端末機を利用して金融機関のキャッシュカードと暗証番号入力により手続を行うもので、端末機2台分の通信回線使用料等が主なものであります。

414、415ページをお開きください。1款3項1目、説明欄の運営協議会運営費につきましては、国民健康保険運営協議会委員18人分の報酬が主なものであります。

416、417ページをお開きください。2款1項1目、説明欄の一般被保険者診療報酬支払経費につきましては、一般被保険者4万2,248人、受診件数約72万5,000件分の療養給付費であります。

次に、2目、説明欄の退職被保険者等診療報酬支払経費につきましては、退職被保険者等519人、受診件数約1万1,000件分の療養給付費であります。

次に、3目、説明欄の一般被保険者療養費支払経費につきましては、一般被保険者に係る柔道整復師による施術、はり、きゅう、マッサージ等の療養費に係る負担金でありまして、支給件数は約1万3,800件を見込んでおります。

次に、4目、説明欄の退職被保険者等療養費支払経費につきましては、退職被保険者等に係る療養費の負担金でありまして、支給件数は約200件を見込んでおります。

次の5目、説明欄の診療報酬等審査経費につきましては、国保団体連合会に支払うレセプト審査手数料として約75万件を見込んでおります。

418、419ページをお開きください。2款2項1目、説明欄の一般被保険者高額療養費支払経費に

つきましては、一般被保険者において1カ月に支払った医療費が一定の自己負担額を超えて高額になった場合に支給するものであり、支給件数は約2万2,800件を見込んでおります。

次に、2目につきましては、退職被保険者に支給するもので、約360件を見込んでおります。

次に、3目、説明欄の一般被保険者高額介護合算療養費支払経費につきましては、高額療養費の対象になった一般被保険者の世帯において介護保険を受給し、医療と介護を合算した額が一定の限度額を超えた場合に支給するものであります。

次に、4目につきましては、退職被保険者等に係る高額介護合算療養費支払経費であります。

420、421ページをお開きください。2款3項1目、説明欄の一般被保険者移送費につきましては、療養を受けるため、病院等に移送を必要としたときに支給するものであります。

次に、2目につきましては、退職被保険者に対する移送費であります。

422、423ページをお開きください。2款4項1目、説明欄の出産育児一時金支払経費につきましては、出産1件につき42万円を支給するもので、支給件数185件を見込んでおります。

次の2目、説明欄の出産育児一時金支払手数料につきましても、同じく185件分を見込んでおります。

424、425ページをお開きください。2款5項1目、説明欄の葬祭費支払経費につきましては、葬祭1件につき5万円を支給するもので、支給件数260件を見込んでおります。

426、427ページをお開きください。3款1項1目、説明欄の後期高齢者支援金につきましては、後期高齢者医療制度への支援金でありまして、被保険者数に応じて社会保険診療報酬支払基金へ拠出するものであります。

なお、これから説明する433ページの介護納付金までは、いずれも社会保険診療報酬支払基金へ拠出するものであります。

次の2目、説明欄の後期高齢者関係事務費拠出金につきましては、後期高齢者医療制度に係る事務費拠出金であります。

428、429ページをお開きください。4款1項1目、説明欄の前期高齢者納付金につきましては、65歳以上75歳未満の前期高齢者について、保険者間の負担の平準化を図るため、その加入率に応じて財政調整を行うものであります。

次の2目、説明欄の前期高齢者関係事務費拠出金につきましては、前期高齢者納付金に係る事務費拠出金であります。

430、431ページをお開きください。5款1項2目、説明欄の老人保健事務費拠出金につきましては、老人保健に係る事務費拠出金であります。

432、433ページをお開きください。6款1項1目、説明欄の介護納付金につきましては、国保の40歳以上65歳未満の介護保険第2号被保険者1万5,850人分に係る介護納付金であります。

434、435ページをお開きください。7款1項1目、説明欄の高額医療費共同事業医療費拠出金に

つきましては、一般被保険者における1件80万円を超える高額な医療費を対象とした共同事業に係る拠出金でありまして、国保団体連合会へ拠出するものであります。

次の2目、説明欄の保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、保険者の財政運営の安定化と負担の平準化を図るため、一般被保険者の全ての医療費を対象とした共同事業に係る拠出金でありまして、国保団体連合会へ拠出するものであります。

次の3目、説明欄の高額医療費共同事業事務費拠出金につきましては、高額医療費共同事業に係る事務費拠出金であります。

次の4目、説明欄のその他の共同事業事務費拠出金につきましては、第三者行為損害賠償求償事務に係る拠出金でありまして、国保団体連合会へ拠出するものであります。

436、437ページをお開きください。8款1項1目、説明欄の2行目、特定健康診査事業費につきましては、けんしんパスポート等に係る郵便料、特定健康診査の支払い業務に係る手数料、特定健康診査に係る医療機関への委託料、特定健康診査のデータ管理システムに係る機器の借上料、特定健康診査の共同事業に係る事務費拠出金が主なものであります。

次の特定保健指導事業費につきましては、特定健診の結果、メタボリック症候群及びその予備群となった方に対して、生活習慣の改善と支援を行うものでありまして、管理栄養士1名に係る報酬、運動教室等に係る講師謝礼が主なものであります。

438、439ページをお開きください。8款2項1目、説明欄の2行目、健康啓発事業費につきましては、エイズ予防啓発用パンフレット購入費であります。

次に、人間ドック検診事業費につきましては、人間ドック検診950人分に対する医療機関への委託料が主なものであります。

次に、医療費通知事業費につきましては、医療費通知の郵便料と医療費通知作成に係る委託料が主なものであります。

次に、後発医薬品利用差額通知事業費につきましては、ジェネリック医薬品に切りかえた場合に削減できる自己負担額を通知するものでありまして、差額通知に係る印刷製本費及び郵便料が主なものであります。

次に、国保歯周疾患検診事業費につきましては、歯周疾患検診360人分に係る医療機関への委託料であります。

次に、データヘルス事業費につきましては、保健指導を行う看護師1名に係る臨時職員賃金、レポート等のデータ分析及び受診勧奨通知作成に係る委託料が主なものであります。

次に、糖尿病性腎症重症化予防事業費につきましては、糖尿病の顕性腎症期及び腎不全期の被保険者に対する重症化予防のための保健指導に係る委託料が主なものであります。

440、441ページをお開きください。9款1項1目、説明欄の保険財政調整基金積立金につきましては、財政調整基金に係る利子を基金に積み立てるものであります。

442、443ページをお開きください。10款1項1目、説明欄の一時借入金利子につきましては、保険給付費に充てるため、金融機関から一時的に借り入れた場合の借入金利子であります。

444、445ページをお開きください。11款1項1目、説明欄の一般被保険者過誤納還付金につきましては、一般被保険者に係る保険税過誤納還付金であります。

次に、2目、説明欄の退職被保険者等保険税還付金につきましては、退職被保険者等に係る保険税過誤納還付金であります。

次の3目、説明欄の療養給付費等負担金等返還金につきましては、一般被保険者に係る療養給付費等負担金の返還金及び退職被保険者に係る療養給付費交付金の返還金であります。

次の4目、説明欄の一般被保険者過誤納還付加算金につきましては、一般被保険者に係る保険税過誤納に対する還付加算金であります。

次の5目、説明欄の退職被保険者等過誤納還付加算金につきましては、退職被保険者等に係る保険税過誤納に対する還付加算金であります。

2ページ飛ばしまして、448、449ページをお開きください。12款1項1目は予備費であります。

続きまして、歳入につきましてご説明をいたしますので、予算書の394、395ページをお開き願いたいと思います。1款1項1目1節、説明欄の医療給付費分現年課税分につきましては、一般被保険者4万1,280人、2万4,484世帯に係る医療給付費分の保険税でありまして、収納率は88.8%を見込んでおります。

次の2節、説明欄の後期高齢者支援金分現年課税分につきましては、後期高齢者支援金に係る保険税でありまして、被保険者数、世帯数は医療分と同じであり、収納率は88.7%を見込んでおります。

次の3節、説明欄の介護納付金分現年課税分につきましては、40歳以上60歳未満の一般被保険者1万2,736人、1万200世帯に係る介護納付金分の保険税でありまして、収納率は87.5%を見込んでおります。

次の4節、5節、6節につきましては、それぞれ滞納繰越分の保険税であります。これまでの実績を勘案し、計上したものであります。

次に、2目1節、説明欄の医療給付費分現年課税分につきましては、退職被保険者559人、265世帯に係る医療給付費分の保険税でありまして、収納率は96.4%を見込んでおります。

次に、2節、説明欄の後期高齢者支援金分現年課税分につきましては、退職被保険者の後期高齢者支援金に係る保険税でありまして、被保険者数、世帯数は医療分と同じであり、収納率も同じく96.4%を見込んでおります。

次に、3節、説明欄の介護納付金分現年課税分につきましては、40歳以上60歳未満の退職被保険者377人、283世帯に係る介護納付金分の保険税でありまして、収納率は96.5%を見込んでおります。

次に、4節、5節、6節につきましては、それぞれ滞納繰越分に係る保険税であります。これ

までの実績を勘案して計上したものでございます。

396、397ページをお開きください。中段になりますが、3款1項2目1節につきましては、保険税の督促手数料であります。

次に、4款1項1目1節現年度分、説明欄1行目の療養給付費等、3行目の介護納付費納付金、4行目の後期高齢者支援金につきましては、一般被保険者に係る療養給付費等の経費の100分の32を国が負担するものであります。

次に、2目1節、説明欄の高額医療費共同事業負担金につきましては、高額医療費共同事業に係る拠出金の4分の1を国が負担するものであります。

次に、3目1節、説明欄の特定健康診査等負担金につきましては、特定健康診査・特定保健指導に係る国の負担金であります。

398、399ページをお開きください。4款2項1目1節、説明欄の普通調整交付金につきましては、市町村間の財政力の不均衡を調整するために国から交付されるものであります。

次に、2節、説明欄の特別調整交付金につきましては、医療費の適正化や収納率向上等の経営努力の顕著な保険者に対し、国から交付されるものであります。

次に、2目1節、説明欄の国保制度関係業務準備事業費補助金につきましては、国保制度改革に伴う情報連携等に係るシステム改修の経費を全額国が補助するものであります。

次に、3目1節、説明欄の災害臨時特別補助金につきましては、東日本大震災により被災してまいりました被保険者に係る保険税及び医療機関等に支払う一部負担金の減免額の7割を国が補助するものであります。

次に、5款1項1目1節、説明欄の現年度分につきましては、退職被保険者等の医療費等の支払いのため、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものであります。

次に、6款1項1目1節、説明欄の現年度分につきましては、65歳以上75歳未満の前期高齢者に係る医療費の負担の平準化を図るため、その加入率に応じて財政調整をするものでありまして、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものであります。

7款1項1目1節、説明欄の高額医療費共同事業負担金につきましては、高額医療費共同事業に係る拠出金の4分の1を県が負担するものであります。

400、401ページをお開きください。次に、2目1節、説明欄の特定健康診査等負担金につきましては、特定健康診査・特定保健指導に係る県の負担金であります。

7款2項1目1節、説明欄の安定化調整交付金につきましては、一般被保険者に係る療養給付費等後期高齢者支援金、介護納付費納付金に対して県から交付されるものであります。

次に、2節、説明欄の支援調整交付金につきましては、医療費適正化の取り組みや収納率向上等の経営努力の顕著な保険者に対し、県から交付されるものであります。

次に、8款1項1目1節、説明欄の高額医療費共同事業交付金につきましては、一般被保険者に

おける1件80万円を超える高額な医療費が発生した場合に国保団体連合会から交付されるものであります。

次に、2目1節、説明欄の保険財政共同安定化事業交付金につきましては、保険者の財政運営の安定化と負担の平準化を図るため、一般被保険者の全ての医療費を対象とした共同事業に係る交付金でありまして、国保団体連合会から交付されるものであります。

次に、9款1項1目1節、説明欄の保険財政調整基金利子につきましては、基金から生じる利子であります。

402、403ページをお開きください。10款1項1目一般会計繰入金、1節保険基盤安定繰入金、説明欄1行目、保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）につきましては、保険税の低所得者軽減分について一般会計から繰り入れるものであります。

2行目、保険基盤安定繰入金（保険者支援分）につきましては、国民健康保険の財政基盤の安定化を図るため、保険税軽減となった一般被保険者数に応じて一般会計から繰り入れるものであります。

次に、2節その他一般会計繰入金、説明欄1行目、出産育児一時金繰入金につきましては、出産育児一時金の経費に係る3分の2を一般会計から繰り入れるものであります。

2行目、財政安定化支援事業繰入金につきましては、国保財政の健全化及び保険税負担の平準化を図るため、一般会計から繰り入れるものであります。

3行目、人件費繰入金につきましては、国保特会で支出した職員の人件費について、一般会計から繰り入れるものであります。

4行目、事務費繰入金につきましては、国保特会において支出した事務費について、一般会計から繰り入れるものであります。

5行目、地方単独事業保険給付費繰入金につきましては、重度心身障がい者医療費助成等の地方単独事業について現物給付を行ったことにより、国の療養給付費等負担金が減額された分について、一般会計から繰り入れるものであります。

次に、11款1項2目1節、一番下の行になります。説明欄、その他繰越金につきましては、前年度の決算剰余金の繰り越し分であります。

404、405ページをお開きください。次に、12款1項1目1節、説明欄の1行目、一般被保険者延滞金につきましては、一般被保険者の保険税滞納による延滞金を見込み計上したものであります。

2目1節、説明欄の退職被保険者等延滞金につきましては、退職被保険者の保険税滞納による延滞金を計上したものであります。

次に、12款3項2目1節、説明欄の一般被保険者第三者納付金につきましては、一般被保険者の交通事故等による第三者行為に係る納付金であります。

次に、3目1節、説明欄の退職被保険者第三者納付金につきましては、退職被保険者の交通事故

等による第三者行為に係る納付金であります。

次に、4目1節、説明欄の1行目、一般被保険者返納金につきましては、国保資格喪失後の受診等に係る医療費の納付金であります。

406、407ページをお開きください。次に、5目1節、説明欄の1行目、退職被保険者等返納金につきましては、国保資格喪失後の受診等に係る医療費の返納金であります。

次に、6目1節、説明欄の1行目、雇用保険料につきましては、職員課の所管となりますが、雇用保険に加入する臨時職員及び非常勤職員に係る雇用保険料であります。

続きまして、債務負担行為についてご説明をいたしますので、予算書の18ページをお開き願いたいと思います。第2表であります。平成29年度特定健康診査委託につきましては、期間は平成30年1年間であり、限度額は5,419万4,000円というものであります。これは平成30年度に実施する集団検診及び特定健康診査の受診意見作成に係る委託料について、平成29年度中に契約を締結する必要があることから、債務負担行為とするものであります。

以上で国民健康保険特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

○委員長（広瀬昌子君） 以上で当局の説明は終わりました。

◎議案第3号の上程、説明

○委員長（広瀬昌子君） 次に、日程第3、平成29年度栃木市後期高齢者医療特別会計予算の説明聴取を議題といたします。

当局からの説明をお願いいたします。

藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） ただいまご上程をいただきました議案第3号 平成29年度栃木市後期高齢者医療特別会計予算についてご説明を申し上げますので、予算書の19ページをお開きください。

平成29年度栃木市後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算は、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17億5,043万4,000円と定める。

第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

債務負担行為は、第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」によるというものであります。

続きまして、予算の内容につきまして歳出からご説明をいたしますので、474、475ページをお開きください。なお、歳出歳入で項目保存につきましては、説明を省略させていただきます。

それでは、1款1項1目、説明欄1行目、職員人件費につきましては、職員課の所管となります

が、本会計で予算措置をしております職員8人分の給料、各種手当等の人件費であります。

次の県市町村総合事務組合負担金退職手当につきましても、職員課の所管となりますが、職員の退職手当の支払い事務を共同処理しております栃木県市町村総合事務組合への負担金であります。

次の後期高齢者医療事務費につきましては、保険証発送等の郵便料が主なものであります。

476、477ページをお開きください。1款2項1目徴収費であります。説明欄1行目、後期高齢者医療保険料賦課事務費につきましては、保険料納入通知書等の郵便料、賦課事務に係る電算処理委託料が主なものであります。

次の後期高齢者医療保険料徴収事務費につきましては、収納関係の事務に係る電算処理委託料が主なものであります。

478、479ページをお開きください。2款1項1目、説明欄1行目、後期高齢者医療広域連合保険料負担金につきましては、後期高齢者の保険料でありまして、栃木県後期高齢者医療広域連合に納入するものであります。

次の後期高齢者医療広域連合保険基盤安定制度負担金につきましては、低所得者への軽減措置分について県と市が負担するもので、負担割合は、県が4分の3、市が4分の1であります。

480、481ページをお開きください。3款1項1目、説明欄1行目、健康診査事業費につきましては、栃木県後期高齢者医療広域連合からの委託により実施する事業でありまして、受診者4,800人を見込んでおり、健康診査受診券の郵送料、健康診査委託料、けんしんパスポート作成委託料、健診事業に対する市の法定負担金が主なものであります。

次の人間ドック検診事業費につきましては、後期高齢者の疾病の早期発見及び健康の保持増進を図るため実施する事業でありまして、検診委託料が主なものであります。

次の後期歯周疾患検診事業費につきましては、後期高齢者の口腔衛生向上のため、76歳の方を対象に実施する事業でありまして、検診委託料が主なものであります。

482、483ページをお開きください。4款1項1目、説明欄の後期高齢者医療保険料還付金につきましては、本庁及び各総合支所分の過年度の保険料過誤納に対する還付金であります。

次の2目、説明欄の後期高齢者医療保険料還付加算金につきましては、本庁及び各総合支所分の過年度の保険料過誤納に対する還付加算金であります。

484、485ページをお開きください。2項1目、説明欄の一般会計繰出金につきましては、一般会計繰り出しをするものでございます。

486、487ページをお開きください。5款1項1目は予備費であります。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入を説明させていただきますので、予算書の468、469ページをお開きください。1款1項1目1節、説明欄、特別徴収保険料につきましては、1万5,962人を課税の対象としたものであります。

次に、2目1節、説明欄、普通徴収保険料現年度分につきましては、6,841人を課税の対象としたものであり、収納率は98%を見込んでおります。

次に、2節、説明欄、普通徴収保険料滞納繰越分につきましては、滞納繰り越し分を見込んだものであります。

次に、2款1項2目1節、説明欄の督促手数料につきましては、保険料の督促手数料であります。

次に、4款1項1目1節、説明欄の事務費繰入金につきましては、事務費に対します一般会計からの繰入金であります。

次の人件費繰入金につきましては、人件費に対します一般会計からの繰入金であります。

470、471ページをお開きください。次の保健事業費繰入金につきましては、保健事業費に対します一般会計からの繰入金であります。

2目1節、説明欄の保険基盤安定繰入金につきましては、低所得者軽減措置に係る広域連合への県及び市の負担金について一般会計から繰り入れるものであります。

次に、5款1項1目1節、説明欄の前年度繰越金につきましては、前年度決算剰余金の繰り越し分であります。

次に、6款1項1目1節、説明欄の延滞金につきましては、保険料滞納に対する延滞金であります。

次に、6款2項1目1節、説明欄の保険料還付金につきましては、過年度の保険料還付金について支払った分を広域連合から受け入れるものであります。

次に、2目1節、説明欄の保険料還付加算金につきましても、過年度の還付加算金について支払った分を栃木県後期高齢者医療広域連合から受け入れるものであります。

472、473ページをお開きください。中ごろの6款4項4目雑入、1節、説明欄1行目の後期高齢者健診事業負担金につきましては、委託事業で実施する健診事業に係る栃木県後期高齢者医療広域連合からの負担金でありまして、受診者4,800人を見込んでおります。

次の歯周疾患検診事業負担金につきましては、委託事業で実施する歯周疾患検診事業に係る栃木県後期高齢者医療広域連合からの負担金でありまして、受診者200人分を見込んでおります。

次に、2節雑入の説明欄2行目の後期高齢者医療特別対策補助金につきましては、医療制度の広報及び長寿健康増進事業に対する栃木県後期高齢者医療広域連合からの補助金であります。

続きまして、債務負担行為についてご説明をいたしますので、22ページをお開き願いたいと思います。第2表でありますが、平成29年度健康診査委託につきましては、期間は平成30年度1年間であり、限度額は1,455万6,000円であります。これは平成30年度に実施する集団検診及び健康診査の健診意見作成に係る委託料について、平成29年度中に契約を締結する必要があることから、債務負担行為とするものであります。

以上で後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わります。

○委員長（広瀬昌子君） 以上で当局の説明は終わりました。

◎議案第4号の上程、説明

○委員長（広瀬昌子君） 次に、日程第4、平成29年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算の説明聴取を議題といたします。

当局からの説明をお願いいたします。

首長高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（首長正博君） それでは、ただいまご上程いただきました議案第4号 平成29年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算についてご説明いたします。

予算書につきましては23ページをお開きください。議案第4号 平成29年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算。平成29年度栃木市の介護保険特別会計（保険事業勘定）の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算につきましては、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ146億7,461万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

債務負担行為につきましては、第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

一時借入金につきましては、第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1億5,000万円と定める。

歳出予算の流用につきましては、第4条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用というものでございます。

それでは、初めに歳出についてご説明いたします。予算書516、517ページをお開きください。説明に当たりましては、項目保存につきましては説明を省略させていただきますので、ご了承願います。

1款1項1目一般管理費であります。説明欄1行目の職員人件費、次の区市町村総合事務組合負担金（退職手当）、さらに次の臨時職員共済費につきましては、これまで一般会計等でご説明申し上げましたとおり、職員課所管の予算でございまして、この会計で負担する人件費等でございます。以下、各科目に計上されております人件費等につきましても、職員課の所管となりますが、内容は同様でございますので、改めての説明は省略をさせていただきたいと思っております。

次の介護保険総務費につきましては、臨時職員1名分の賃金、被保険者証や支払い通知書等の郵便料、介護保険システム保守等委託料、OA機器借上料などが主なものであります。

520、521ページをお開きください。2項1目賦課徴収費であります。所管課は市民税課及び収税課でありまして、説明欄のとおり、保険料の賦課徴収に係る事務費で、特別徴収開始通知書等の郵便料及び通知書の作成や徴収消し込みに係る電算処理委託料が主なものであります。

522、523ページをお開きください。3項1目介護認定審査会費であります。説明欄の介護認定審査会事務費につきましては、介護認定審査会委員報酬として、委員68名に対する報酬及び認定結果等の郵便料、主治医意見書作成手数料、新規事業といたしまして、認定審査会のペーパーレス化を図るためのタブレット端末購入費が主なものであります。

次に、2目認定調査等費であります。説明欄2行目の介護認定調査等事務費につきましては、介護認定調査員16人分の報酬、遠隔地等の調査の場合の委託料が主なものであります。

524、525ページをお開きください。2款保険給付費であります。1項の介護サービス等諸費につきましては、要介護と認定された方への保険給付費でございます。予算額の算出に当たりましては、給付費の実績や認定者数の伸び、介護施設等の増加による給付費増を勘案して算出しております。それでは、順次説明をさせていただきます。

初めに、1目居宅介護サービス給付費につきましては、訪問介護、短期入所生活介護など居宅サービスに係る給付費で、9万6,000件分を見込んでおります。

次に、2目特例居宅介護サービス給付費につきましては、通院等乗降介助として介護タクシーの利用に係る給付費で、95件分を見込んでおります。

次に、3目地域密着型介護サービス給付費につきましては、認知症高齢者グループホームや小規模特別養護老人ホーム及び小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスに係る給付費で、1万3,200件分を見込んでおります。

1つ飛びまして、5目の施設介護サービス給付費につきましては、特別養護老人ホーム、老人保健施設等の入所に係る給付費で、1万3,200件分を見込んでおります。

1つ飛びまして、7目の居宅介護福祉用具購入費につきましては、入浴補助用具やポータブルトイレなどの貸与になじまない福祉用具を購入した際に支給される給付費で、610件分を見込んでおります。

次に、8目居宅介護住宅改修費につきましては、手すりの取り付けや段差解消など小規模の住宅改修を行った際に支給される給付費で、460件分を見込んでおります。

526、527ページをお開きください。9目居宅介護サービス計画給付費につきましては、指定居宅介護支援事業者から居宅介護サービス計画、いわゆるケアプランの作成のサービスを受けた際に支給される給付費で、4万7,000件分を見込んでおります。

528、529ページをお開きください。続きまして、2項の介護予防サービス等諸費につきましては、先ほどの要介護と異なりまして、こちらは要支援の1及び2に認定された方への介護予防サービスに係る保険給付費であります。それぞれの給付費の内容につきましては、前項の介護サービス等諸

費の中で説明させていただいたものと同様でございますので、給付見込み件数のみご説明いたします。

1 目介護予防サービス給付費につきましては7,200件であります。

3 目地域密着型介護予防サービス給付費につきましては6,300件であります。

5 目介護予防福祉用具購入費につきましては110件であります。

6 目介護予防住宅改修費につきましては140件であります。

7 目介護予防サービス計画給付費につきましては9,500件であります。

532、533ページをお開きください。3 項1 目審査支払手数料につきましては、栃木県国民健康保険団体連合会に対する介護報酬の審査支払いにかかわる事務処理手数料で、1 件当たり63円であります。

534、535ページをお開きください。4 項1 目高額介護サービス費につきましては、要介護認定者の介護サービス利用者負担額が一定額を超えた場合、超えた分を償還払いにより給付するもので、1 万8,700件分を見込んでおります。

次に、2 目高額介護予防サービス費につきましては、要支援1、2 の方に対しての同様の給付費であり、130件分を見込んでおります。

536、537ページをお開きください。5 項1 目高額医療合算介護サービス費につきましては、医療保険と介護保険における自己負担額の合計額が著しく高額となる場合に、負担を軽減するために給付するもので、1,100件分を見込んでおります。

次の2 目高額医療合算介護予防サービス費につきましては、要支援と認定された方に対しての同様の給付費であります。

538、539ページをお開きください。6 項1 目特定入所者介護サービス費につきましては、要介護認定者で低所得の方が施設サービス、短期入所サービスを利用した際の食費、居住費等について負担軽減を図るため、利用者負担段階に応じて補足給付するもので、1 万2,200件分を見込んでおります。

1 つ飛びまして、3 目特定入所者介護予防サービス費につきましては、要支援と認定された方に対しての同様の給付費であります。

542、543ページをお開きください。4 款1 項1 目介護給付費準備基金積立金につきましては、基金から生ずる運用利子を積み立てるものであります。

544、545ページをお開きください。この5 款からが地域支援事業、栃木市独自の地域包括支援センターを軸とした事業の部分のところになります。

5 款1 項1 目日常生活支援事業費につきましては、要介護状態になるおそれのある高齢者に対して介護予防・日常生活支援を目的とした事業が主なものであります。

説明欄3 行目の訪問型サービス事業費につきましては、現行の介護保険の予防給付相当のサービ

スや基準を緩和したサービスの利用に係る負担金であります。また、それ以外の多様な訪問型サービスに係る委託料が主なものであります。

次の通所型サービス事業費につきましては、訪問型サービスと同様に、現行相当サービスと基準緩和したサービスに係る利用負担金であります。また、短期集中的な機能訓練等を行う通所型サービスに係る委託料が主なものになります。

次の生活支援サービス事業費（配食）につきましては、ひとり暮らし高齢者で栄養改善が必要な総合事業該当者へ行う配食サービスの委託料であり、一般会計から移管した事業であります。

2目、説明欄3行目の介護予防ケアマネジメント事業費につきましては、総合事業の該当者に対して適切なサービスが提供されるようマネジメントするケアプラン作成の委託料が主なものであります。

546、547ページをお開きください。3目、説明欄1行目のはつらつセンター事業費につきましては、地域の方々の参加と協力のもと、介護予防と生きがいづくり等を促進するための事業で、実施団体への事業委託料が主なものであります。

次の高齢者介護予防宣伝事業費につきましては、高齢者保健福祉サービスの有効活用を図るため、サービス案内用の冊子の印刷製本費であります。これにつきましては、介護保険のサービス、介護保険のサービス以外のもの、全てのものを一冊の冊子にまとめるということで、前年度よりも少し予算が増える形になっております。

次の介護予防普及啓発事業費につきましては、一般の高齢者を対象とした介護予防教室に係る健康運動指導士や歯科衛生士等への講師謝礼が主なものであります。

次の地域介護予防活動支援事業費につきましては、地域において介護予防活動が主体的に取り組めるよう、あったかとしぎ栃木体操の普及や介護予防講座の開催に係る講師謝礼及び静和、小野寺ふれあい館事業の委託料であります。また、高齢者の身近な居場所となる昨年からはじめましたいきいきサロンの運営補助もこちらの予算科目になります。

次の介護予防把握事業費につきましては、要介護状態となるおそれのある高齢者を把握するため、基本チェックリストに係る業務委託料と通信運搬費が主なものであります。

4目、説明欄1行目、審査支払手数料につきましては、指定事業者が提供する総合事業における給付管理の委託に係る国保連への審査支払手数料であります。

次の5目、説明欄1行目、高額介護予防サービス相当事業費につきましては、総合事業を利用し自己負担額が一定の金額を超えた場合に払い戻しをする負担金であります。

550、551ページをお開きください。2項1目、説明欄4行目、地域包括支援センター事務費につきましては、臨時職員の賃金、通信運搬費、システム機器保守委託料、OA機器の借上料が主なものであります。

552、553ページをお開きください。2目、説明欄1行目の総合相談事業費につきましては、高齢

者の生活問題等総合的な相談支援を行うため、地域包括支援センターに配置する社会福祉士5名分の業務委託料が主なものであります。

次に、3目、説明欄4行目の権利擁護事業費につきましては、高齢者虐待等の権利を擁護するために支援を行う非常勤の社会福祉士3名分の報酬であります。

次に、4目、説明欄2行目の包括的継続的ケアマネジメント支援事業費につきましては、地域の介護支援専門員の後方支援を行うとともに、包括的、継続的な連携協力体制づくりを進めるため、各地域包括支援センターの職員体制を整備するもので、非常勤の介護支援専門員5名分の報酬と5名分の業務委託料が主なものであります。

554、555ページをお開きください。5目、説明欄1行目の介護給付等適正化事業費につきましては、介護保険サービス利用者にご自分の利用記録を確認していただくことで介護給付の適正化を図るもので、郵便料及び通知作成するための電算委託料が主なものであります。

1つ飛びまして、在宅老人成年後見制度利用支援事業費につきましては、成年後見制度利用支援のため、費用負担が困難な方に対して補助を行うもので、成年後見人等謝金及び申し立て手数料が主なものであります。

次の住宅改修理由書作成支援事業費につきましては、居宅介護支援を受けていない被保険者の住宅改修費支給申請に添付する理由書を作成する介護支援専門員等に対し、1件当たり2,000円の作成費を支払うものであります。

次のシルバーハウジング生活援助員派遣委託事業費につきましては、川原田市営住宅のシルバーハウジングに設置した高齢者相談所に生活援助員を配置し、入居者からの相談対応や支援を行っており、生活相談員派遣業務委託料と相談所の維持管理費が主なものであります。

次の地域自立支援事業費につきましては、地域包括支援センターの24時間通報体制を確保するため、夜間、休日等の電話相談業務の委託料であります。

次の高齢者ふれあい相談員事業費につきましては、70歳以上のひとり暮らし高齢者宅を訪問し、相談業務や安否確認を行うもので、ふれあい相談員への報償金が主なものであります。

次の紙おむつ給付事業費につきましては、要介護3以上の認定を受けている在宅で常時おむつを使用している方に対して紙おむつを現物給付する紙おむつ給付事業委託料であります。

次の認知症サポーター等養成事業費につきましては、認知症高齢者に関する正しい知識を普及啓発し、地域を支えるための認知症サポーター養成に係る費用が主なものであります。

次に、6目、説明欄2行目の生活支援体制整備事業費につきましては、多様な主体による生活支援サービスの体制整備を図るもので、生活支援コーディネーター業務委託料と臨時事務補助職員1名分の賃金が主なものであります。

1つ飛びまして、認知症地域支援・ケア向上事業費につきましては、認知症の状態に応じた適切なサービスが提供されるよう関係者の連携を図る事業で、認知症カフェ運営委託料や認知症ケアパ

ス印刷製本費が主なものであります。

次の地域ケア会議推進事業費につきましては、保健、医療、介護、福祉等の関係機関、団体が連携し、地域包括ケアシステムの構築に向けた協議検討を行うもので、地域包括ケア推進会議委員の報償費が主なものであります。

次の在宅医療介護連携推進事業費につきましては、医療、介護の多職種協働による在宅医療の支援体制づくりを進めるもので、多職種による連携会議や研修会開催に係る講師料が主なものであります。

少し飛びまして、560、561ページをお開きください。7款1項1目、説明欄、第1号被保険者過誤納還付金につきましては、第1号被保険者の死亡などの資格の異動による保険料過誤納還付金であります。

次に、2目、説明欄の国庫支出金等返還金につきましては、前年度の給付実績が補助基本額を下回ったことにより超過交付となった国庫支出金等を返還するものであります。

564、565ページをお開きください。8款予備費でございますが、100万円を計上させていただいております。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、504、505ページにお戻りください。1款保険料であります。所管課は市民税課及び収税課であります。1項1目1節、説明欄の現年度分特別徴収保険料につきましては、被保険者の年金から天引きされる保険料でありまして、被保険者数は4万4,615人を見込んでおります。

次に、2節、説明欄の現年度分普通徴収保険料につきましては、年金から特別徴収できない方で、市から発送します納入通知書により納入される保険料であります。被保険者数は4,112人で、収納率87%を見込んでおります。

次に、3節、説明欄の滞納繰越分普通徴収保険料につきましては、滞納保険料の収入額で、収納率24%を見込んでおります。

次に、3款使用料及び手数料であります。1項1目1節、説明欄の保険料督促手数料につきましては、1件当たり100円の手数料であります。

次に、4款国庫支出金であります。1項1目1節、説明欄の現年度分につきましては、保険給付費の居宅分に係る負担基本額の20%と、施設分に係る負担基本額の15%に当たる国からの負担金であります。

506、507ページをお開きください。2項1目1節、説明欄の現年度分調整交付金につきましては、市町村の財政力格差を調整するため、全国市町村の総給付費の5%に当たる額を調整交付金として国から交付されるものであります。

次に、2目1節、説明欄の現年度分につきましては、介護予防事業費の25%に当たる国からの交

付金であります。

次の3目1節、説明欄の現年度分につきましては、包括的支援事業・任意事業費の39%に当たる国からの交付金であります。

次に、5款支払基金交付金であります。1項1目1節、説明欄の現年度分につきましては、40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料分で、交付基本額の28%に当たる社会保険診療報酬支払基金からの交付金であります。

次に、2目1節、説明欄の現年度分につきましては、地域支援事業に係る同様の交付金であります。

次に、6款県支出金であります。1項1目1節、説明欄の現年度分につきましては、保険給付費の負担基本額の居宅分12.5%と施設分の17.5%に当たる県の負担金であります。

508、509ページをお開きください。次に、中段の3項1目1節、説明欄の現年度分につきましては、介護予防事業費に係る12.5%に当たる県からの交付金であります。

次に、2目1節、説明欄の現年度分につきましては、包括的支援事業・任意事業費に係る19.5%に当たる県からの交付金であります。

次に、7款財産収入であります。1項1目1節、説明欄の介護給付費準備基金利子につきましては、準備基金から生ずる利子分であります。

510、511ページをお開きください。次に、9款繰入金であります。1項1目介護給付費繰入金、2目地域支援事業繰入金（介護予防事業）、3目地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）につきましては、それぞれ保険給付費及び地域支援事業費に対する市の負担分であります。国から市の負担分のところまでが、いわゆる法定の繰り入れ等になりますので、この比率につきましては法で定められたものになります。

次の4目1節からが独自の繰り入れという形になりますが、説明欄、職員給与費等繰入金につきましては、この会計で賄う職員給与費に充てるものであります。

次の2節、説明欄の事務費繰入金につきましては、職員給与費等以外の事務費に充てるものであります。

次の5目1節、説明欄の現年度分につきましては、国、県の保険料低所得者の減免制度により、国、県から助成される費用を一旦一般会計で受けた後に繰り入れるものでございます。

次に、2項1目1節、説明欄の介護給付費準備基金繰入金につきましては、介護給付費等の財源に充てるため、介護給付費準備基金を取り崩すものであります。

512、513ページをお開きください。次に、10款繰越金につきましては、前年度繰越金として財源充当するものであります。

次に、11款諸収入であります。1項1目1節、説明欄の第1号被保険者延滞金につきましては、延滞金として10万円を見込んでおります。

次に、2項1目1節、説明欄の預金利子につきましては、歳計現金の預金利子を見込んでおります。

次に、3項4目1節、説明欄の雇用保険料につきましては、職員課の所管となりますが、雇用保険に加入する臨時職員及び非常勤職員の保険料であります。

次の成年後見申し立て利用者負担金につきましては、市長申し立てを行った際の費用負担が可能な被後見者からの利用者負担金であります。

次のシルバーハウジング生活援助員派遣負担金につきましては、シルバーハウジング入居者からの負担金であります。

514、515ページをお開きください。介護認定資料複写費用等につきましては、ケアマネジャー等が介護認定資料を複写した場合の複写費用であります。

次の多文化共生のまちづくり促進事業助成金につきましては、外国人向け説明資料を作成する経費を現在助成申請をしておりますが、採択が得られた場合、この助成金が入る形になっております。

1つ飛んで、緊急ホームヘルパー派遣負担金につきましては、同制度利用者からの負担金であります。

次の配食サービス負担金につきましても、同制度利用者からの負担金であります。

以上で平成29年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算の説明を終わります。

○委員長（広瀬昌子君） 以上で当局の説明は終わりました。

◎議案第5号の上程、説明

○委員長（広瀬昌子君） 次に、日程第5、平成29年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算の説明聴取を議題といたします。

当局からの説明をお願いいたします。

首長高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（首長正博君） それでは、ただいまご上程いただきました議案第5号 平成29年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算についてご説明いたします。

予算書の27ページをお開き願います。議案第5号 平成29年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算。平成29年度栃木市の介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算につきましては、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,965万7,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によるというものでございます。

それでは、説明に入りますが、歳入歳出とも項目保存については、説明を省略させていただきます

す。

初めに、歳出からご説明いたしますので、予算書の588、589ページをお開き願います。1款1項1目介護予防サービス事業費であります。本事業費は、地域包括支援センターが行う要支援認定者への介護予防ケアマネジメント、いわゆる介護予防のケアプラン作成に係る経費であります。説明欄1行目、職員人件費につきましては、職員課の所管となりますが、本会計で予算措置をしております職員2名分の給与、各種手当等の人件費であります。

次の区市町村総合事務組合負担金（退職手当）につきましても、職員課の所管となりますが、職員の退職手当の支払い事務を共同処理しております栃木県市町村総合事務組合への負担金であります。

次の介護予防サービス計画委託費につきましては、介護予防サービス計画作成を指定居宅介護支援事業所に委託する際の介護予防サービス計画委託料であります。要支援認定者で通所型サービス及び訪問型サービス以外のサービスを利用する方が対象となります。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、584、585ページをお開きください。1款1項1目、説明欄の介護予防サービス計画費収入につきましては、指定介護予防支援事業所である地域包括支援センターが国保連合会から受ける介護予防サービス計画作成料であります。

次に、2款1項1目、説明欄の職員給与費等繰入金につきましては、職員人件費等への一般会計からの繰入金であります。

1つ飛びまして、4款1項1目、説明欄の預金利子につきましては、介護サービス事業勘定の預金利子であります。

以上で平成29年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算の説明を終わります。

○委員長（広瀬昌子君） 以上で当局の説明は終わりました。

◎閉会の宣告

○委員長（広瀬昌子君） これをもちまして、民生常任委員会を終了いたします。

大変ご苦労さまでした。ありがとうございました。

（午後 4時48分）